


第3期山江村障がい者計画
第7期山江村障がい福祉計画
第3期山江村障がい児福祉計画



令和6年3月
熊本県 山江村

はじめに

本村では、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「互いに理解し 支え合い とともに生きる」を基本理念として、平成29年3月に「第2期山江村障がい者計画」、令和3年3月に「第6期山江村障がい福祉計画及び第2期山江村障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る各種施策を推進してきました。



この間、国においては共生社会の実現に向けた様々な法整備が進められ、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの動向を踏まえ、障がいのある方の実態やニーズに即した各種施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、新たな「山江村障がい者計画」・「山江村障がい福祉計画」・「山江村障がい児福祉計画」を策定いたしました。今後、これらの計画に基づいて、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるむらづくりの実現に向けた取り組みを進めてまいります。引き続き村民の皆様をはじめ、関係各位の格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「山江村障がい者計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

山江村長 内山慶治

～ 目 次 ～

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 近年の国や熊本県の動向.....	3
5 計画策定の体制.....	6
6 計画の期間.....	7
7 「障がい」の表記について.....	7
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	8
1 総人口の推移.....	8
2 手帳所持者の状況.....	9
3 自立支援医療受給者数の推移.....	13
4 障害児通所支援受給者証所持者数の推移.....	13
5 特別支援学級の状況.....	13
6 アンケート調査結果から見る本村の状況.....	14
7 アンケート結果まとめ.....	41
第2部 障がい者計画.....	43
第1章 基本理念、基本目標、施策の体系.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	43
3 施策の体系.....	44
第2章 施策の展開.....	45
1 地域生活支援.....	45
2 保健・医療.....	48
3 教育・社会参加.....	51
4 雇用・就業.....	53
5 広報・啓発.....	54
6 安心・安全.....	58
7 生活環境.....	59
8 差別の解消及び権利擁護.....	61

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画..... 63

第1章 基本的事項.....63

- 1 基本的理念.....63
- 2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....65
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....65
- 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....65

第2章 前期計画の実施状況.....66

第1節 成果目標.....66

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....66
- 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....67
- 3 福祉施設から一般就労への移行等.....67
- 4 障害児支援の提供体制の整備等.....70
- 5 相談支援体制の充実・強化等.....72
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....73

第2節 障害福祉サービス等の実績.....74

- 1 訪問系サービス.....74
- 2 日中活動系サービス.....74
- 3 居住系サービス.....76
- 4 計画相談支援.....76
- 5 障害児通所支援.....77
- 6 障害児相談支援.....77

第3章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）.....78

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....78
- 2 地域生活支援の充実.....79
- 3 福祉施設から一般就労への移行等.....80
- 4 障害児支援の提供体制の整備等.....81
- 5 相談支援体制の充実・強化等.....82
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....82

第4章 活動指標.....83

- 1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等.....83
- 2 障がい児支援.....95
- 3 発達障がい者等に対する支援.....98
- 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....99
- 5 相談支援体制の充実・強化のための取組.....101

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	103
第5章 地域生活支援事業	104
1 必須事業.....	105
2 任意事業.....	116
第6章 円滑な実施を確保するために必要な事項等.....	117
1 障がい者等に対する虐待の防止	117
2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	117
3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進.....	118
4 障がいを理由とする差別の解消の推進	118
5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	118
第4部 計画の推進	119
1 サービス利用支援体制の整備.....	119
2 計画の評価と見直し.....	120
資料編.....	121
1 山江村障がい者計画等策定委員会設置要綱	121
2 山江村障がい者計画等策定委員会委員名簿	123
3 用語解説.....	124

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本村においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本村の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「第3期山江村障がい者計画」、「第7期山江村障がい福祉計画、第3期山江村障がい児福祉計画」を策定します。

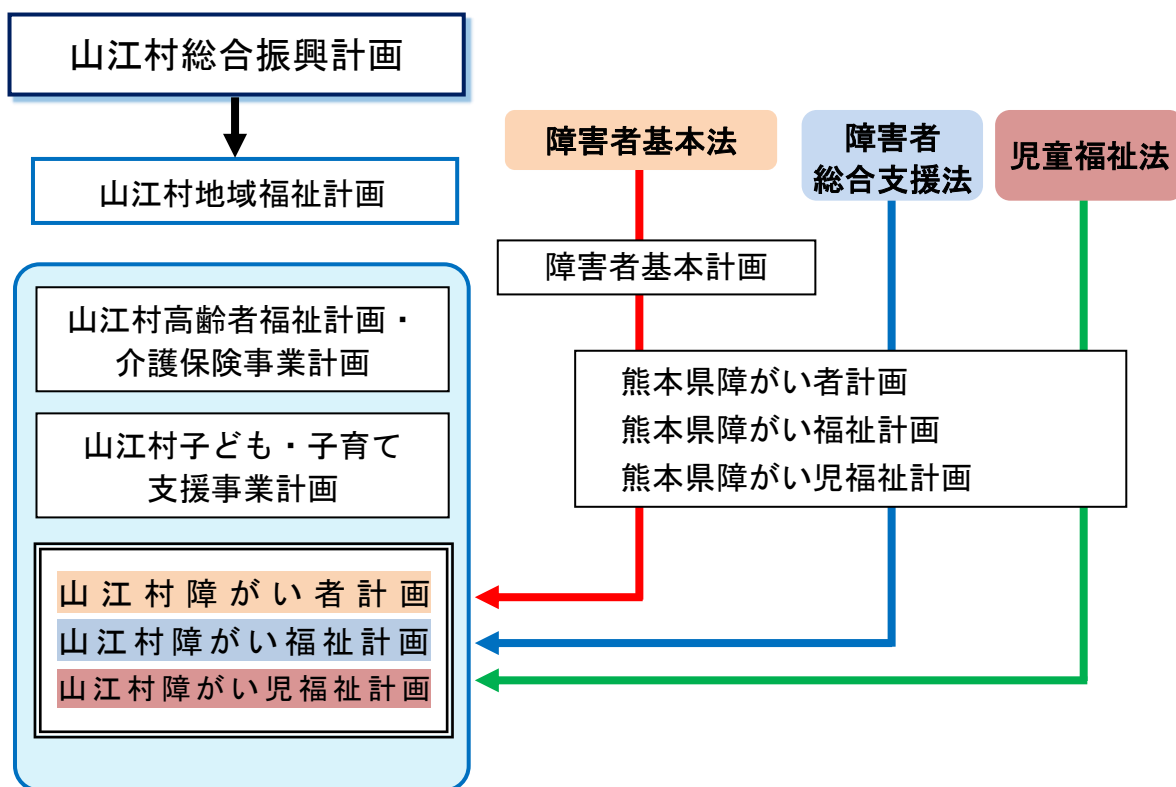
2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本村の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本村の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

3 計画の位置付け

この計画は、「山江村総合振興計画」を上位計画とする個別計画であり、保健福祉分野関連計画や「熊本県障がい者計画」、「熊本県障がい福祉計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



4 近年の国や熊本県の動向

(1) 国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年5月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は以下とおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び
意思疎通支援の充実 | 8. 教育の振興 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

(3) 第7期障がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

国から示された第7期障がい福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 第6期熊本県障がい者計画の概要

熊本県においては令和3年3月に第6期熊本県障がい者計画が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1、障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2、自らの選択・決定・参画の実現
- 3、安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

- 1、県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 2、地域で安心して生活できるための支援
- 3、家族等に対する支援
- 4、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5、災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

【分野別施策】

- 1、地域生活支援
- 2、保健・医療
- 3、教育、文化芸術活動・スポーツ
- 4、雇用・就業、経済的自立の支援
- 5、情報アクセシビリティ
- 6、安全・安心
- 7、生活環境
- 8、差別の解消及び権利擁護の推進

5 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会の開催

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、山江村障がい者計画等策定委員会を開催して協議し、計画内容の検討を行いました。

(2) 障害者手帳所持者アンケート調査

① 対象者

本村在住で18歳以上の障害者手帳所持者

② 実施時期、実施方法

令和5年8月から9月まで実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体	107件	60件	56.1%
療育	15件	4件	26.7%
精神	30件	12件	40.0%
合計	152件	76件	50.0%

(3) 保護者アンケート調査

① 対象者

本村在住で18歳未満の障害者手帳所持者の保護者及び児童発達支援等利用の障がいのある子どもの保護者

② 実施時期、実施方法

令和5年8月から9月まで実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
33件	16件	48.5%

(4) 障害福祉サービス事業所アンケート調査

① 対象事業所

本村在住の障がいのある人等が利用している事業所

② 実施時期、実施方法

令和5年9月から10月まで実施し、郵送による配布回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
39事業所	32事業所	82.1%

(5) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和6年1月22日から2月4日までパブリックコメントを実施しました。期間中に寄せられたご意見はありませんでした。

6 計画の期間

障がい者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、他関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画	第2期			第3期					
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

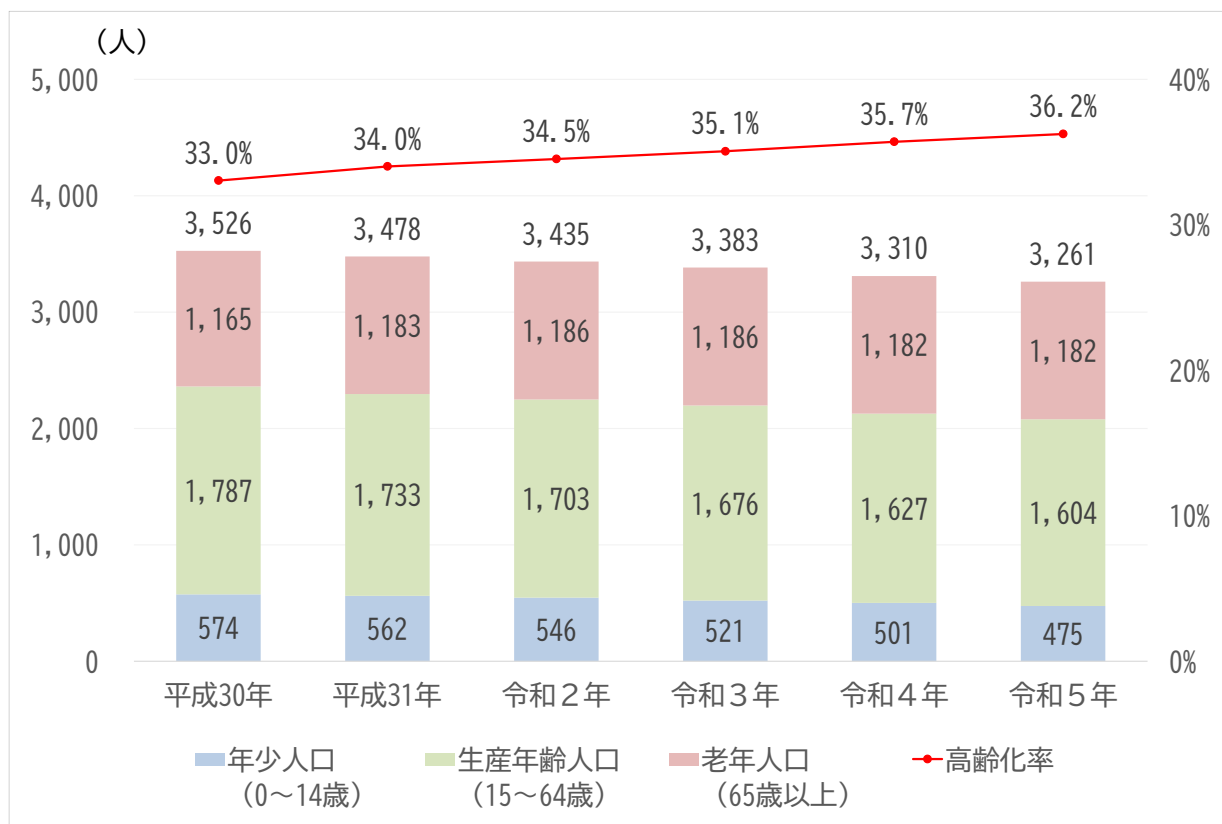
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本村の総人口は令和5年4月1日現在で3,261人となっており、65歳以上の高齢者人口は1,182人、総人口に占める割合は36.2%となっています。

平成30年と比較して、総人口は265人減少し、高齢化率は3.2ポイント増加しています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	574	562	546	521	501	475
15～64歳	1,787	1,733	1,703	1,676	1,627	1,604
65歳以上	1,165	1,183	1,186	1,186	1,182	1,182
総人口	3,526	3,478	3,435	3,383	3,310	3,261
高齢化率	33.0%	34.0%	34.5%	35.1%	35.7%	36.2%



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

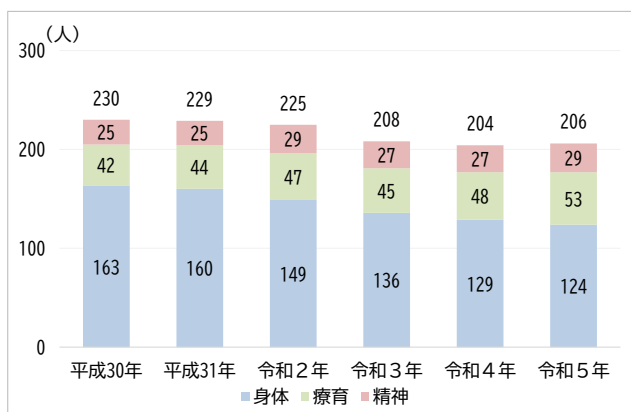
2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

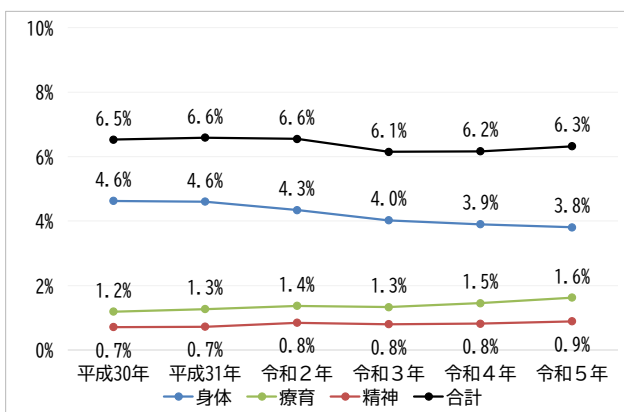
令和5年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者124人、療育手帳所持者53人、精神障害者保健福祉手帳所持者29人となっています。

令和5年の総人口に占める手帳所持者の割合は6.3%（うち身体3.8%、療育1.6%、精神0.9%）となっています。

【障害者手帳所持者人数の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

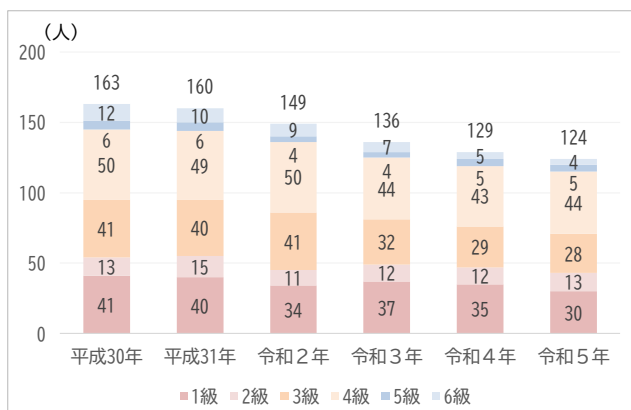
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

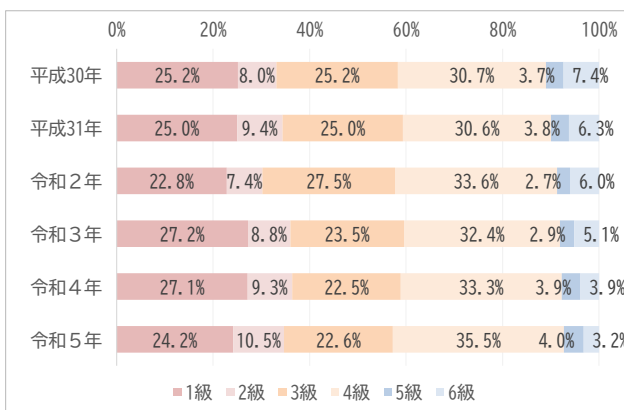
令和5年の身体障害者手帳所持者は124人となっており、平成30年と比較して39人減少しています。

令和5年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く35.5%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が34.7%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

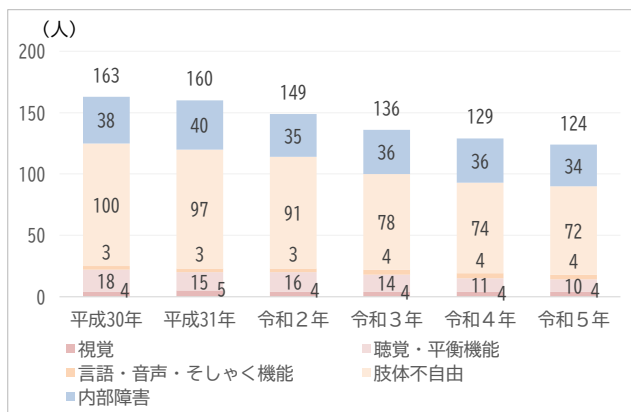


出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

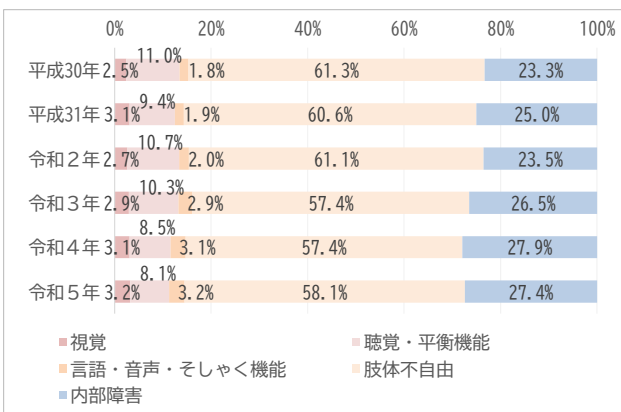
② 部位別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が58.1%と最も高く、次いで「内部障害」が27.4%となっています。

【部位別人数の推移】



【部位別割合の推移】

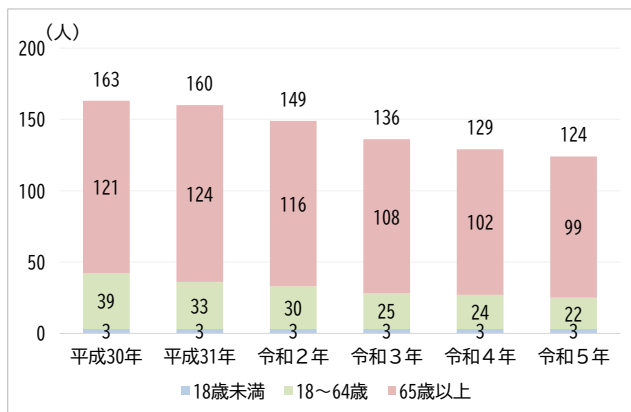


出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

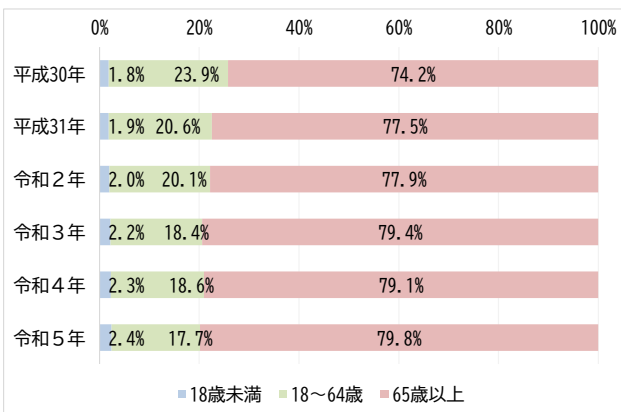
③ 年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が2.4%、18歳から64歳までが17.7%、65歳以上が79.8%で65歳以上の割合が上昇傾向で推移しています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

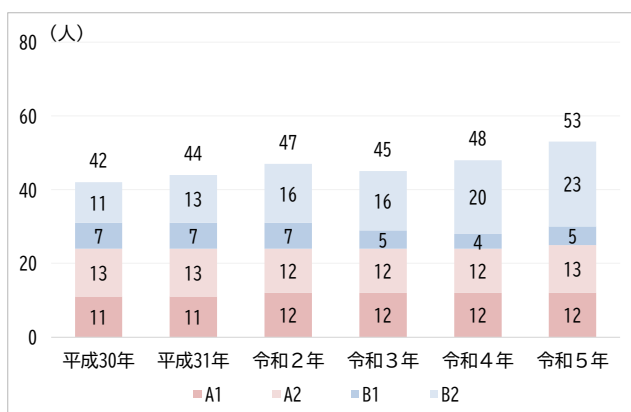
(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

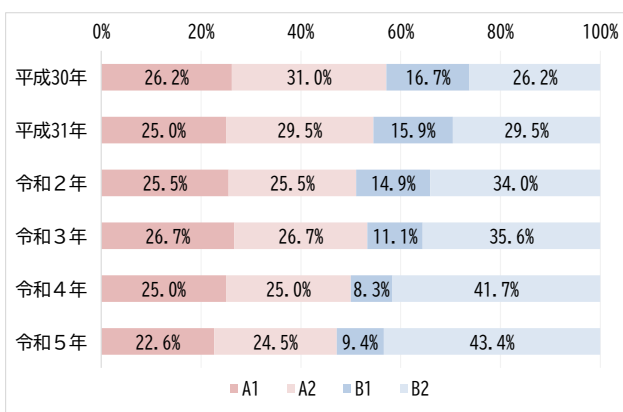
令和5年の療育手帳所持者は53人となっており、平成30年と比較して11人増加しています。

令和5年の等級別割合をみると、重度者（A1割合22.6%とA2割合24.5%の合計）の割合が47.1%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

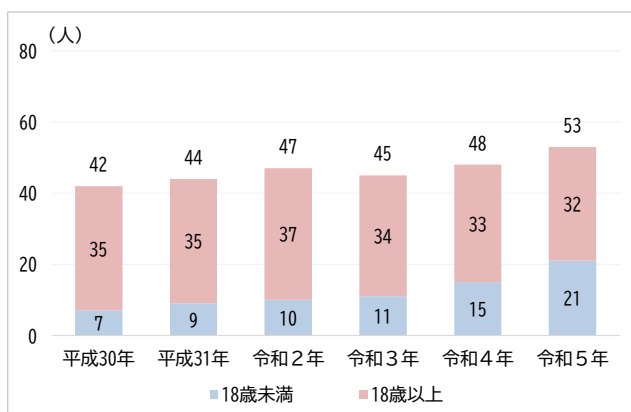


出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

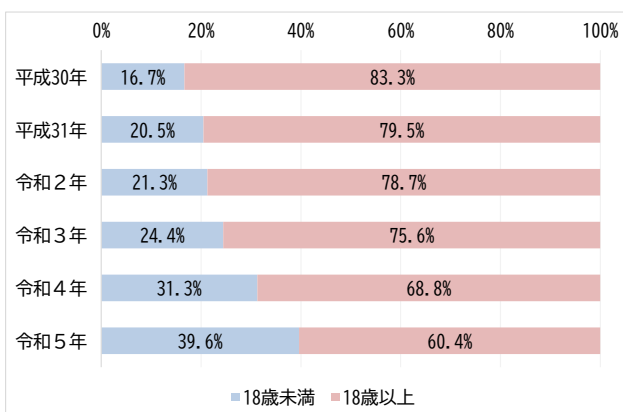
② 年齢階層別の推移

令和5年の療育手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が39.6%、18歳以上が60.4%で、18歳未満の割合が上昇傾向で推移しています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

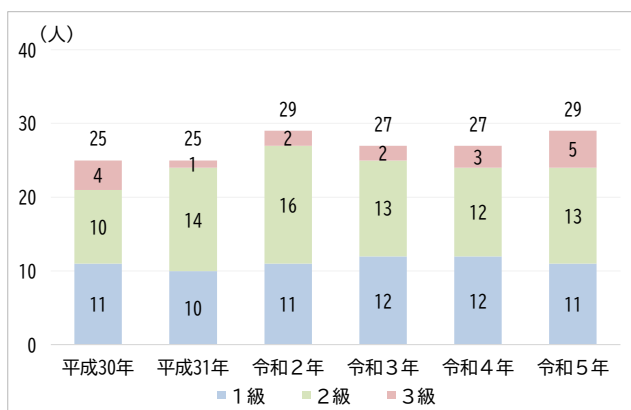
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

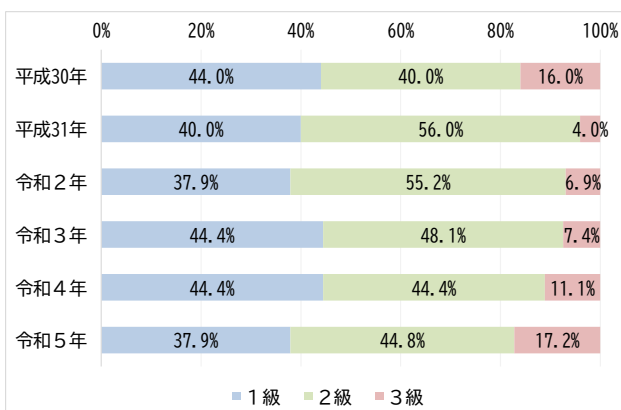
令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者は29人となっており、平成30年と比較して4人増加しています。

令和5年の等級別割合をみると、2級が44.8%で最も高くなっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

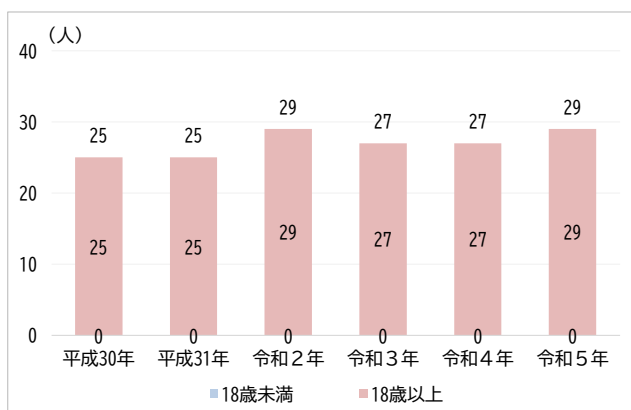


出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

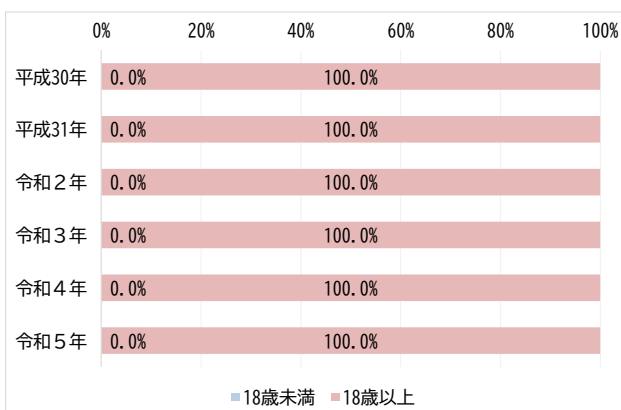
② 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別割合をみると、平成30年以降18歳以上の割合が100.0%となっています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層割合の推移】



出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

3 自立支援医療受給者数の推移

令和5年の自立支援医療受給者数をみると、精神通院医療46人、更生医療9人、育成医療2人となっています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	38	38	36	41	37	46
更生医療	11	7	6	5	6	9
育成医療	6	4	5	3	2	2
合計	55	49	47	49	45	57

出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

4 障害児通所支援受給者証所持者数の推移

令和5年の障害児通所支援受給者証所持者は27人で、平成30年と比較して15人増加しています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児通所支援 受給者証所持者数	12人	19人	22人	32人	30人	27人

出典：健康福祉課資料（各年3月31日現在）

5 特別支援学級の状況

令和5年の小学校特別支援学級数は3学級、児童数は13人となっています。また、中学校特別支援学級数は2学級、生徒数は6人となっています。

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校特別支援学級数	5学級	5学級	4学級	5学級	4学級	3学級
小学校特別支援学級児童数	11人	13人	12人	16人	13人	13人
中学校特別支援学級数	2学級	2学級	2学級	1学級	1学級	2学級
中学校特別支援学級生徒数	4人	4人	5人	4人	5人	6人

出典：健康福祉課資料（各年5月1日現在）

6 アンケート調査結果から見る本村の状況

※単一回答における構成比(%)は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

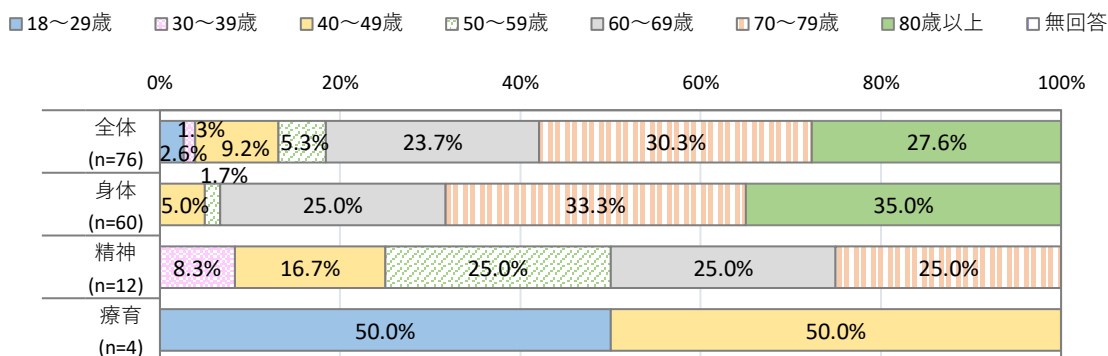
※構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。

※表記中のnは、回答者数を表しています。

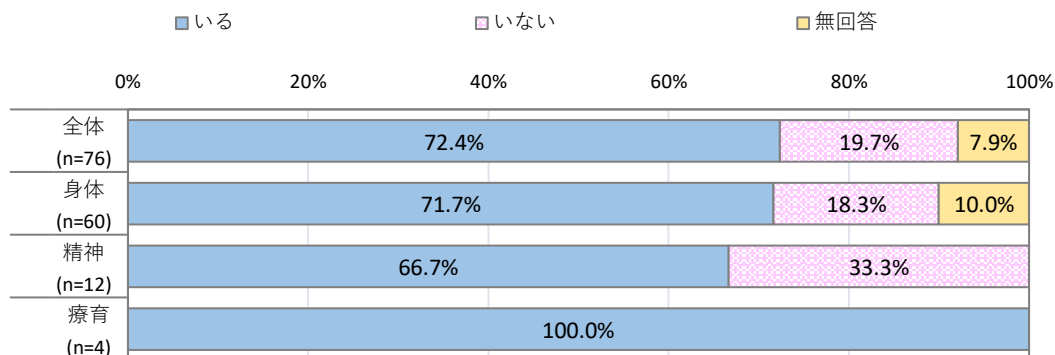
(1) 手帳所持者調査結果

① あなた自身のことについて

ア) 年齢



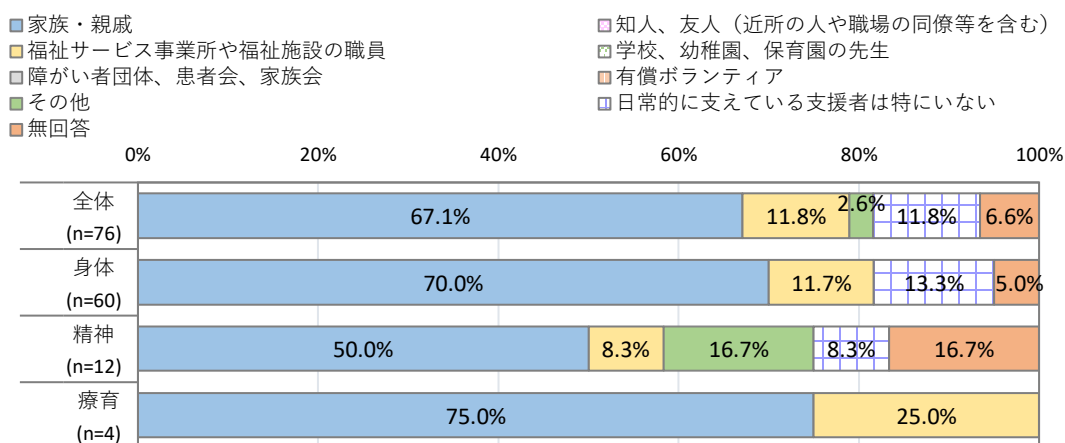
イ) 生計を共にしている人がいるか



ウ) 主な介助者

「家族・親戚」が67.1%で最も高く、次いで、「日常的に支えている支援者は特にいない」、「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」11.8%となっています。

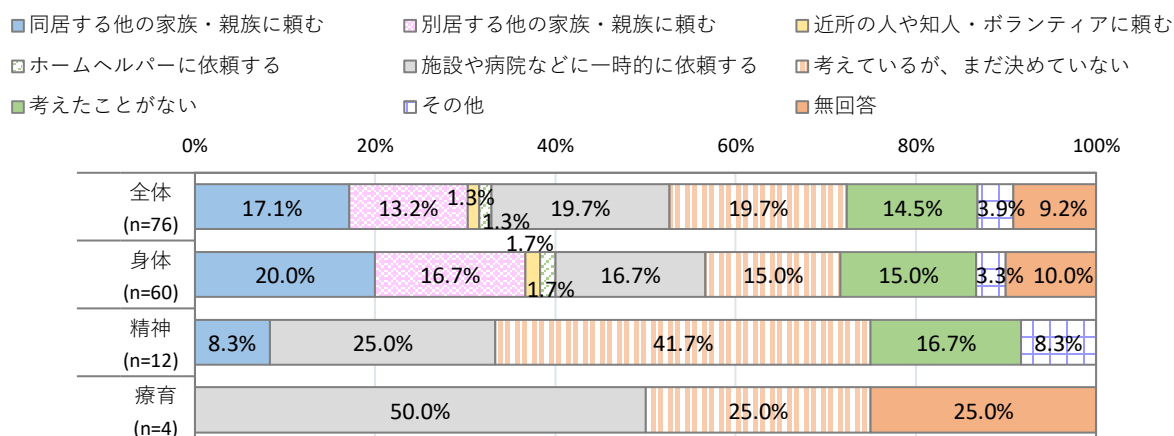
障がい種別で見ると、身体、精神、療育のいずれも「家族・親戚」が最も高くなっています。



エ) 介助者が介助できなくなったらどうするか

「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えているが、まだ決めていない」が19.7%で最も高く、次いで、「同居する他の家族・親族に頼む」17.1%となっています。

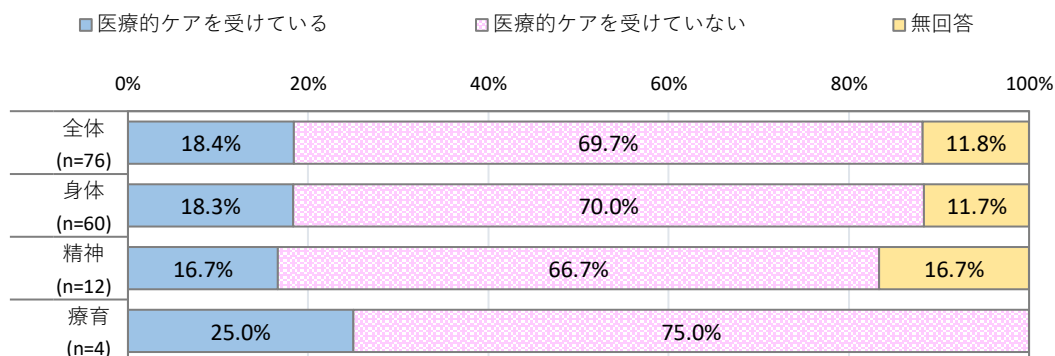
障がい種別で見ると、身体は「同居する他の家族・親族に頼む」、精神は「考えているが、まだ決めていない」、療育は「施設や病院などに一時的に依頼する」が最も高くなっています。



② 医療や保健の状況

ア) 医療的ケアを受けているか

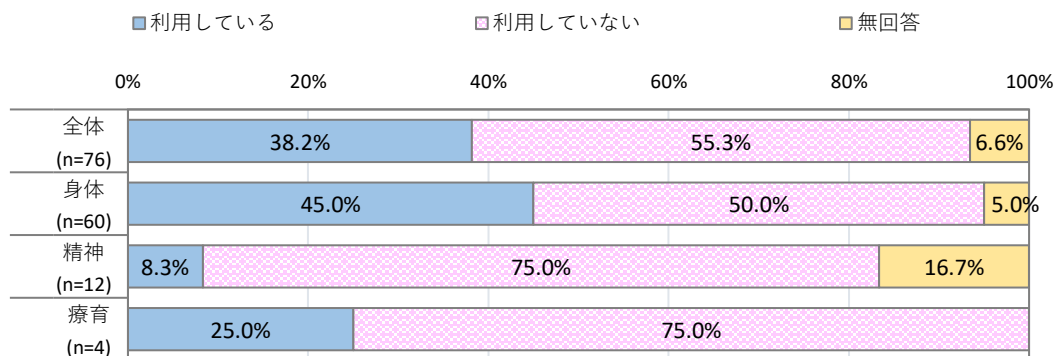
「受けている」が18.4%、「受けていない」が69.7%となっています。
障がい種別で「受けている」の割合をみると、身体は18.3%、精神は16.7%、療育は25.0%となっています。



イ) 身体の機能を補うための用具を日常的に利用しているか

「利用している」が38.2%、「利用していない」が55.3%となっています。

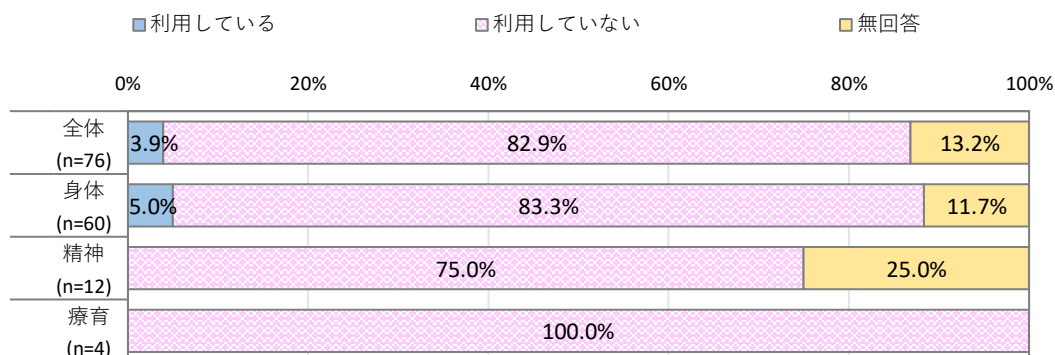
障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は45.0%、精神は8.3%、療育は25.0%となっています。



ウ) 意思疎通を支援するための手段・機器・サービスを日常的に利用しているか

「利用している」が3.9%、「利用していない」が82.9%となっています。

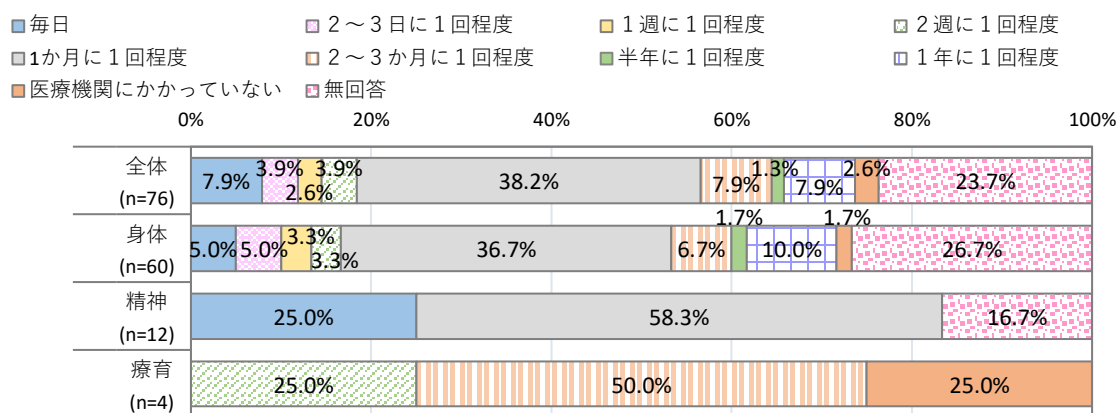
障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は5.0%、精神、療育は0%となっています。



エ) 障がい、病気、けが等のために通院や在宅医療を受けている頻度

「1か月に1回程度」が38.2%で最も高く、次いで、「毎日」、「2～3か月に1回程度」、「1年に1回程度」7.9%となっています。

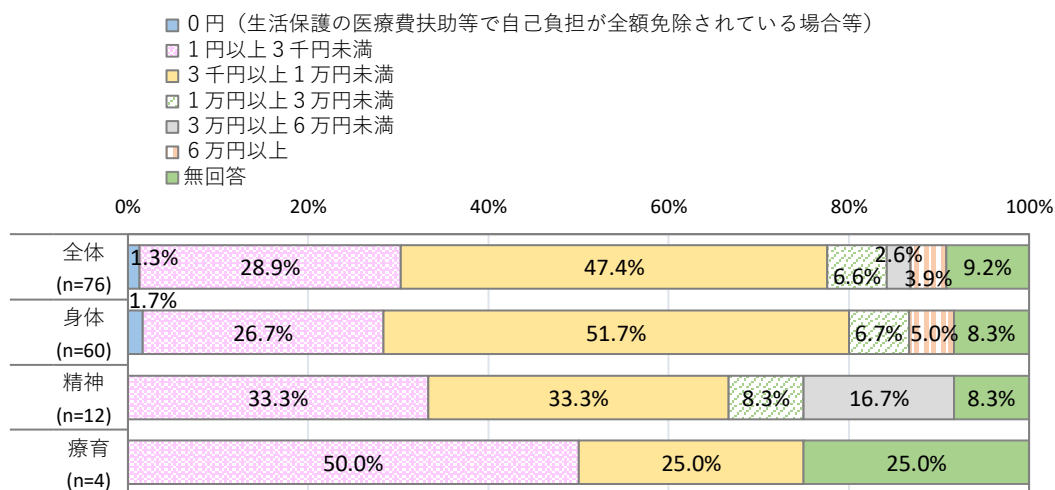
障がい種別でみると、身体、精神は「1か月に1回程度」、療育は「2～3か月に1回程度」が最も高くなっています。



オ) 1か月当たりの医療費の自己負担分

「3千円以上1万円未満」が47.4%で最も高く、次いで、「1円以上3千円未満」28.9%、「1万円以上3万円未満」6.6%となっています。

障がい種別でみると、身体は「3千円以上1万円未満」、精神は「1円以上3千円未満」、「3千円以上1万円未満」、療育は「1円以上3千円未満」が最も高くなっています。

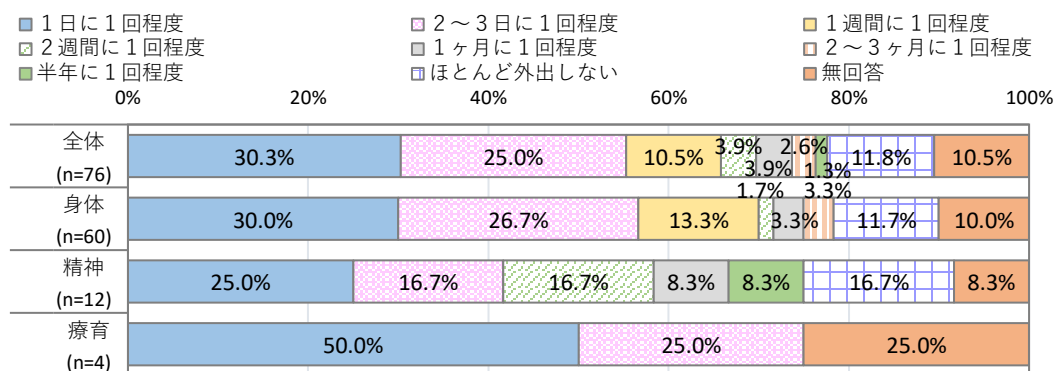


③ 日中活動や就労について

ア) 過去1年間の外出の頻度

「1日に1回程度」が30.3%で最も高く、次いで、「2～3日に1回程度」18.2%、「ほとんど外出しない」11.8%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神、療育のいずれも「1日に1回程度」が最も高くなっています。

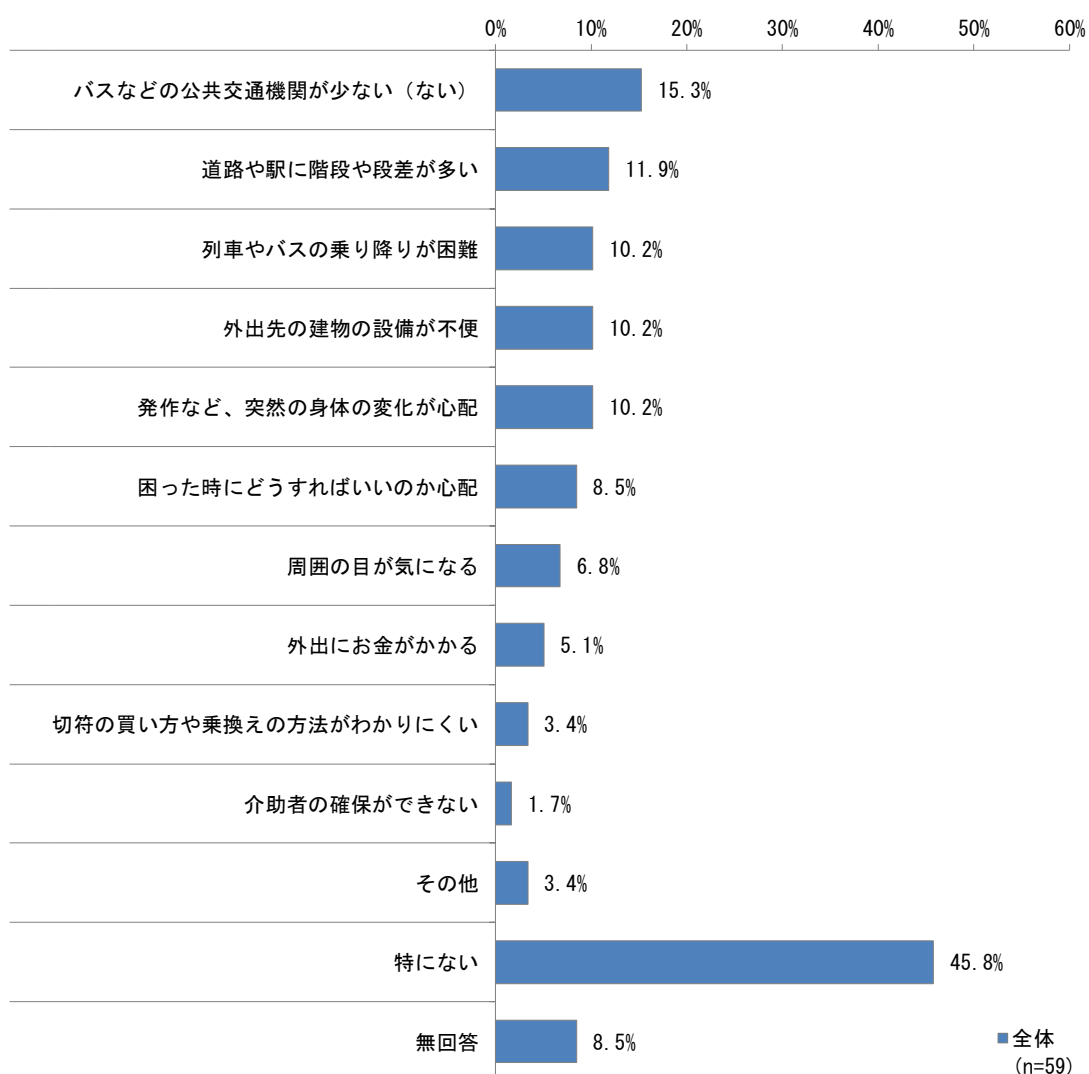


イ) 外出する時の困りごと（複数回答）

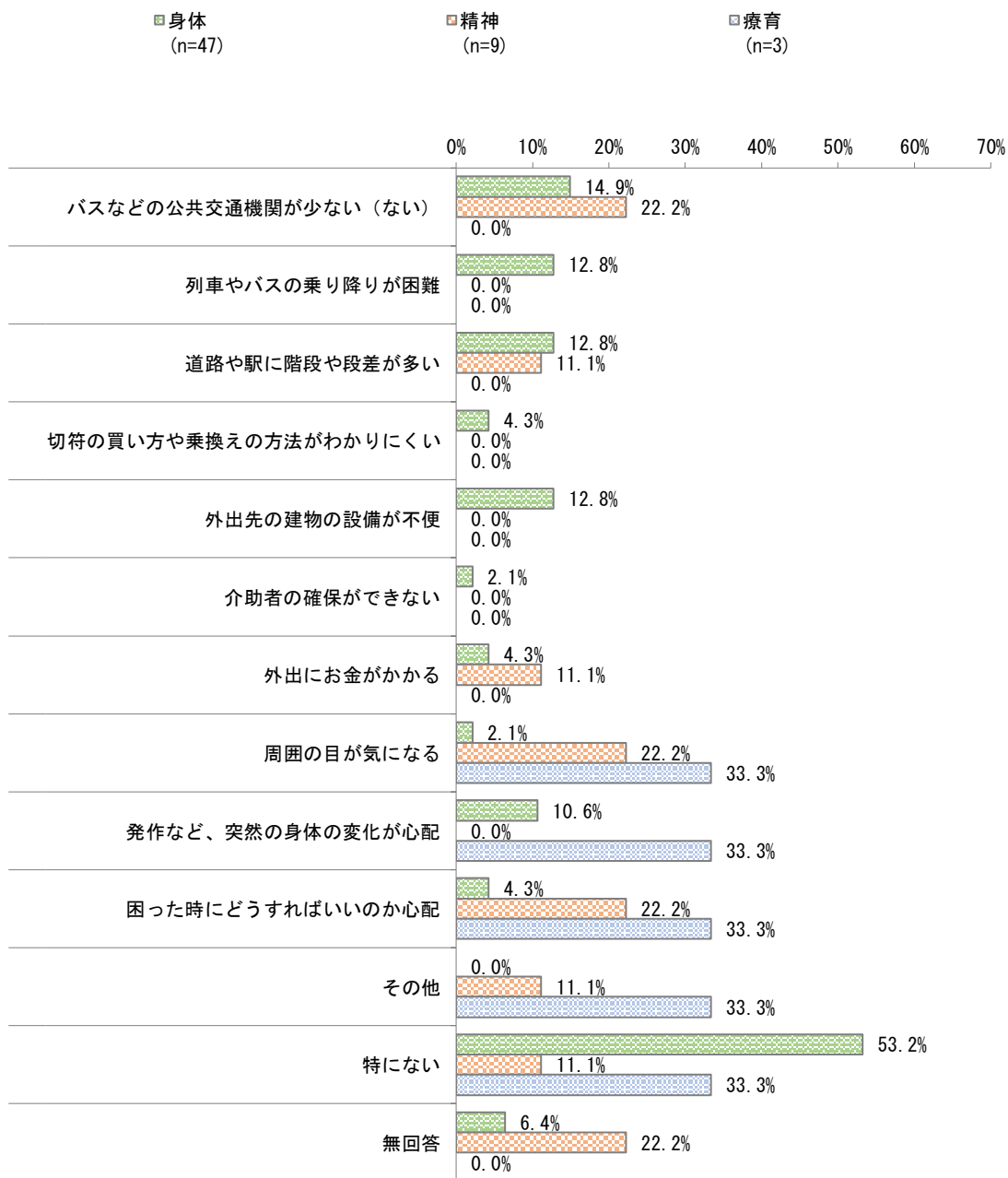
「特にない」以外では、「バスなどの公共機関が少ない（ない）」が15.3%で最も高く、次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」11.9%などとなっています。

障がい種別でみると、身体は「バスなどの公共機関が少ない（ない）」、精神は「バスなどの公共機関が少ない（ない）」、「周囲の目が気になる」、「困った時にどうすればいいのか心配」、療育は「周囲の目が気になる」、「発作など、突然の身体の変化が心配」、「困った時にどうすればいいのか心配」、「その他」が最も高くなっています。

【全体結果】



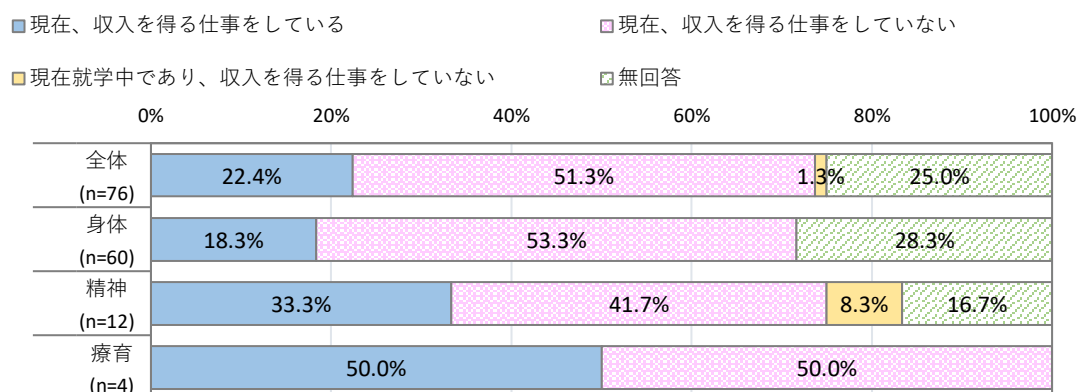
【障がい種別結果】



ウ) 収入を得る仕事をしているか

「現在、収入を得る仕事をしている」が22.4%、「現在、収入を得る仕事をしていない」が51.3%、「現在就学中であり、収入を得る仕事をしていない」1.3%となっています。

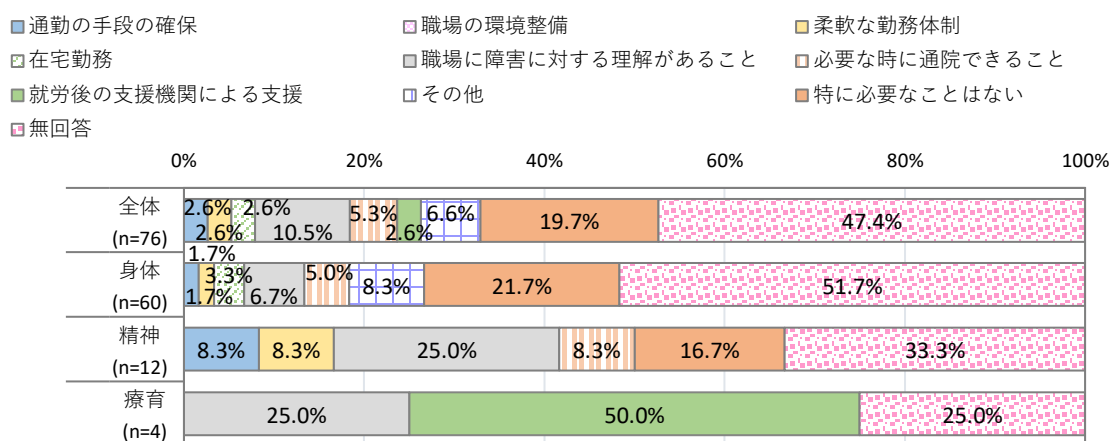
障がい種別で「仕事をしている」の割合をみると、身体は18.3%、精神は33.3%、療育は50.0%となっています。



エ) 継続的に収入を得る仕事をするために必要なこと

「特に必要なことはない」以外では、「職場に障がいに対する理解があること」10.5%が最も高く、次いで、「その他」6.6%、「必要な時に通院できること」5.3%となっています。

障がい種別でみると、身体は「その他」、精神は「職場に障がいに対する理解があること」、療育は「就労後の支援機関による支援」が最も高くなっています。



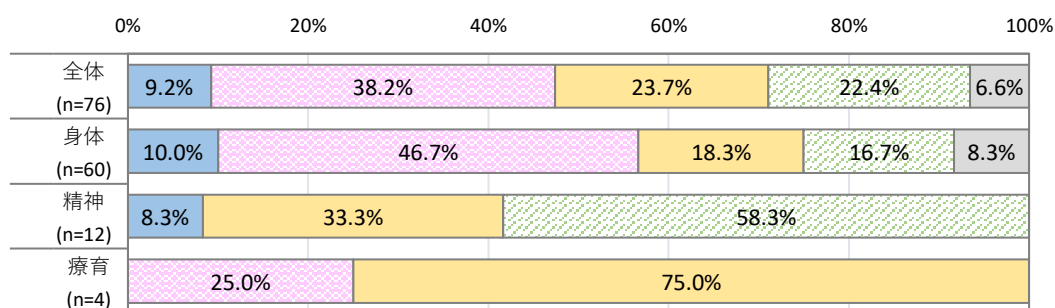
④ 地域生活について

ア) 隣近所の人と、どの程度付き合いをしているか

「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」が38.2%で最も高く、次いで、「あいさつ程度の相手ならいる」23.7%、「ほとんど近所づきあいをしない」22.4%となっています。

障がい種別でみると、身体は「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」、精神は「ほとんど近所づきあいをしない」、療育は「あいさつ程度の相手ならいる」が最も高くなっています。

- 個人的なことを相談し合える相手がいる
- 日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる
- あいさつする程度の相手ならいる
- ほとんど近所づきあいをしない
- 無回答

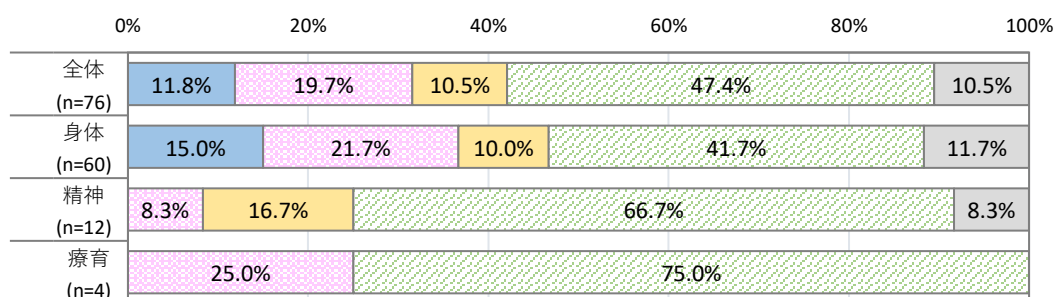


イ) 地域活動や地域の行事に参加しているか

「まったく参加していない」が47.4%で最も高く、次いで、「時々参加している」19.7%、「よく参加している」11.8%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「まったく参加していない」が最も高くなっています。

- よく参加している
- 時々参加している
- あまり参加していない
- まったく参加していない
- 無回答

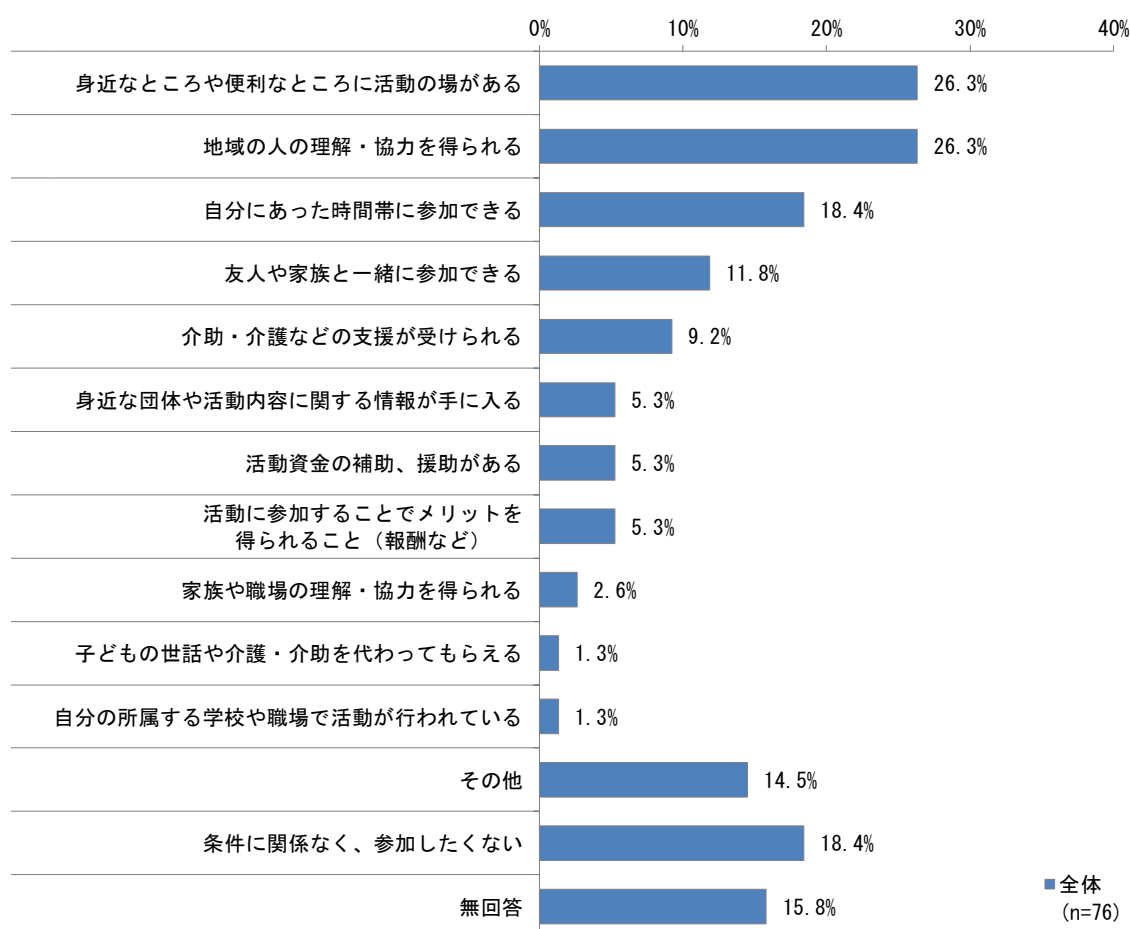


ウ) 地域で活動する場合に必要な環境や条件（複数回答）

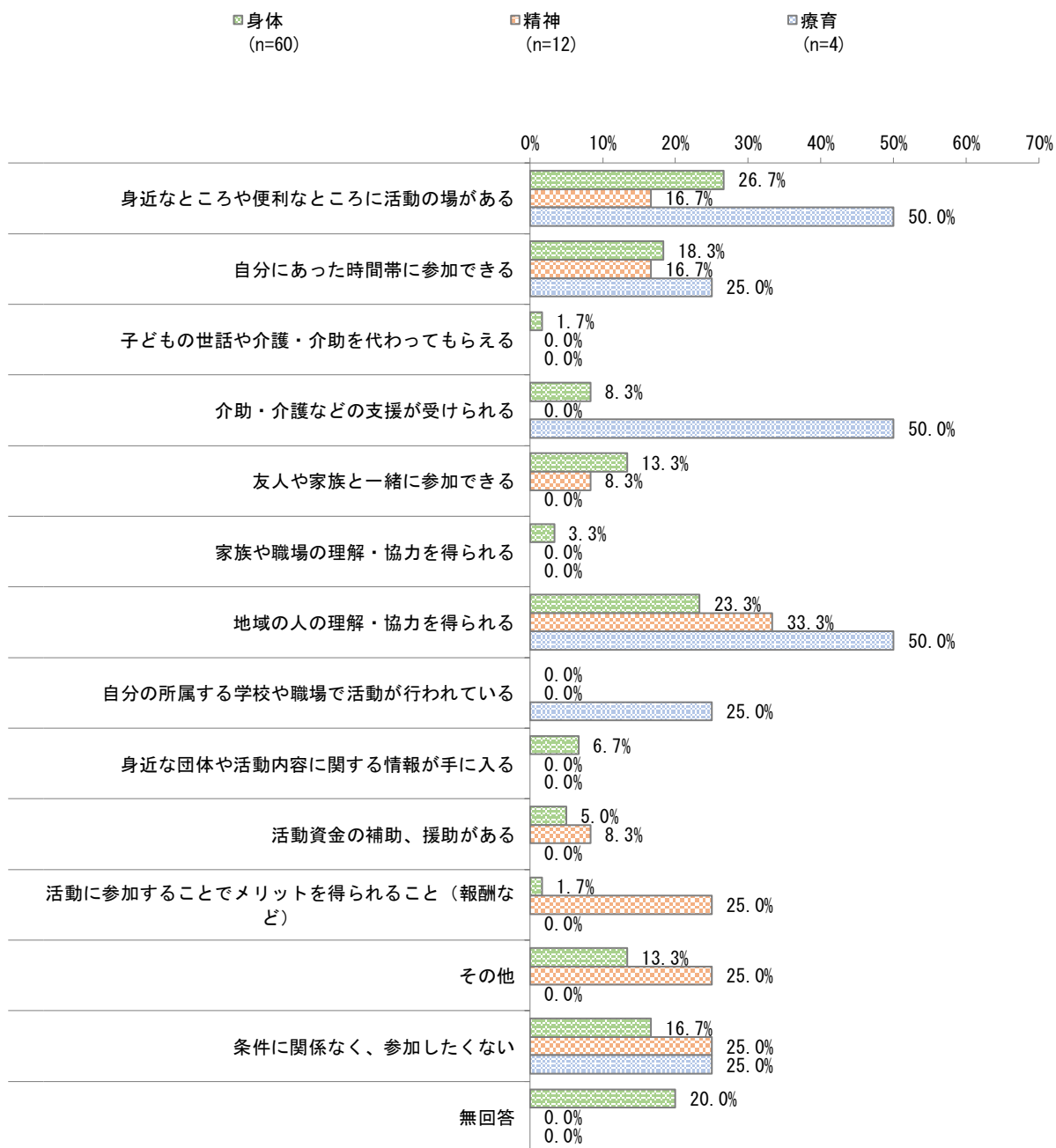
「身近なところや便利なところに活動の場がある」、「地域の人々の理解・協力を得られる」が26.3%で最も高く、次いで、「自分にあった時間帯に参加できる」18.4%となっています。

障がい種別でみると、身体は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、精神は「地域の人々の理解・協力を得られる」、療育は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、「介護・介助などの支援が受けられる」、「地域の人々の理解・協力を得られる」が最も高くなっています。

【全体結果】



【障がい種別結果】



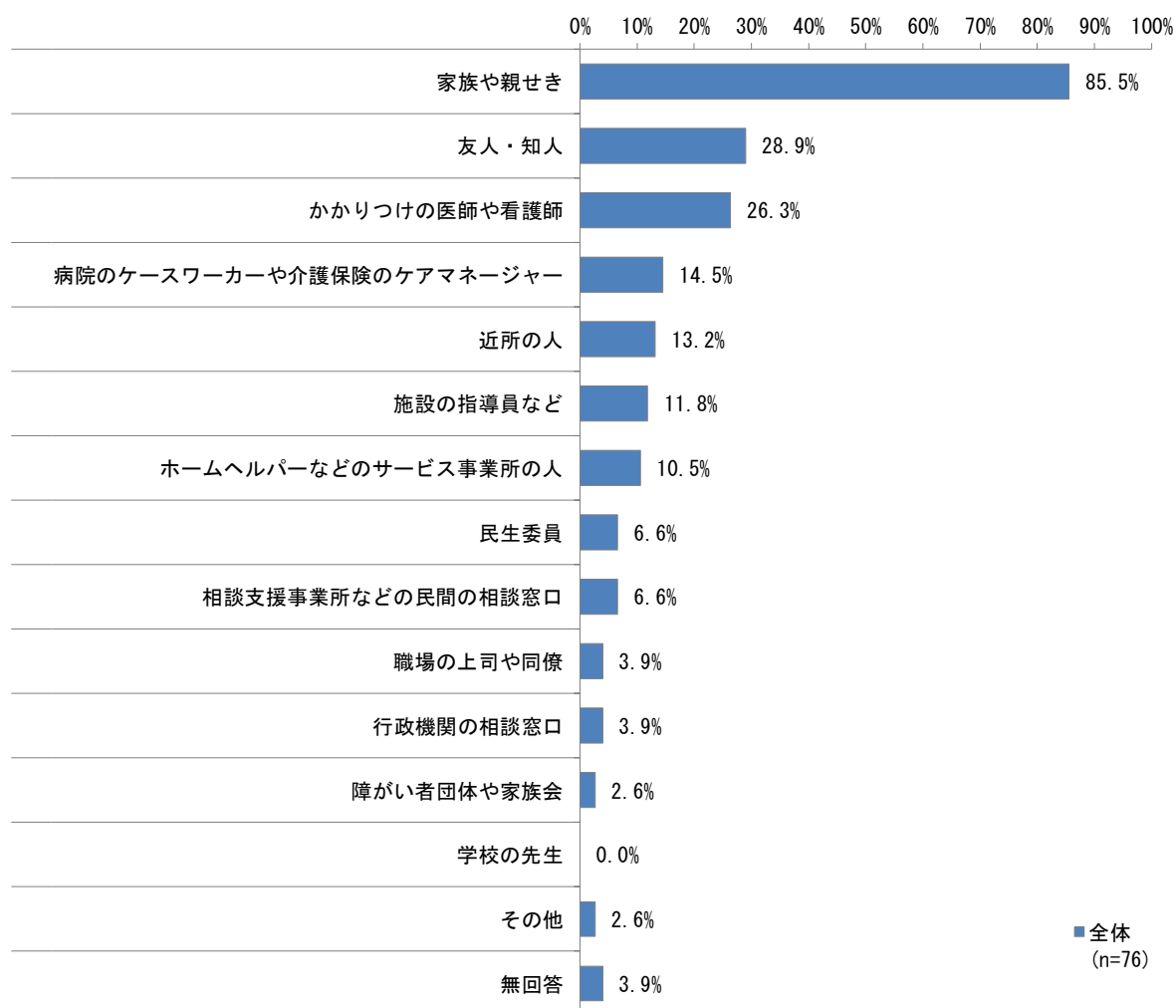
⑤ 相談相手や情報の取得手段

ア) 悩みや困ったことの相談先（複数回答）

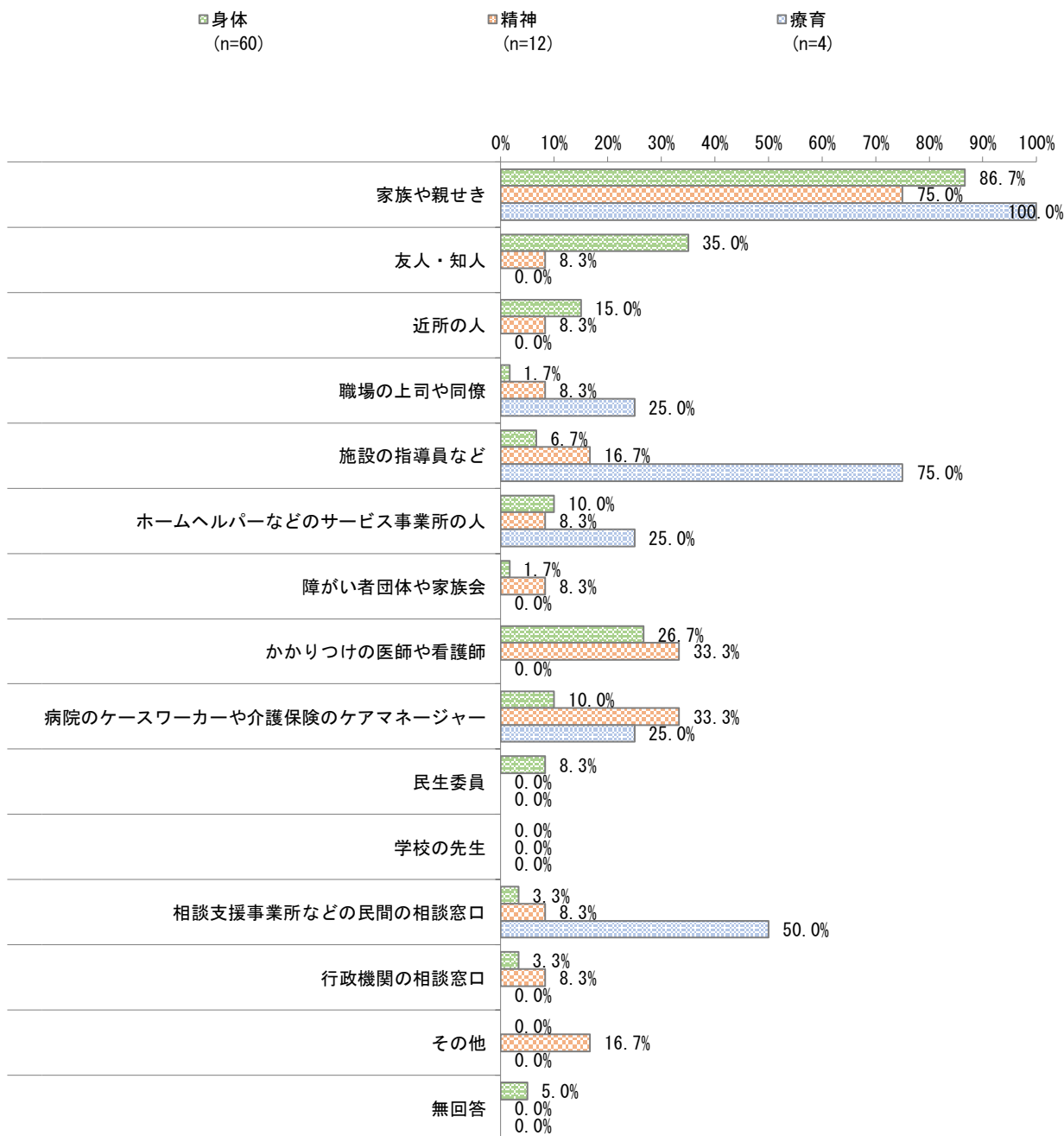
「家族や親せき」が85.5%で最も高く、次いで、「友人・知人」28.9%、「かかりつけの医師や看護師」26.3%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神、療育のいずれも「家族や親せき」が最も高くなっています。

【全体結果】



【障がい種別結果】

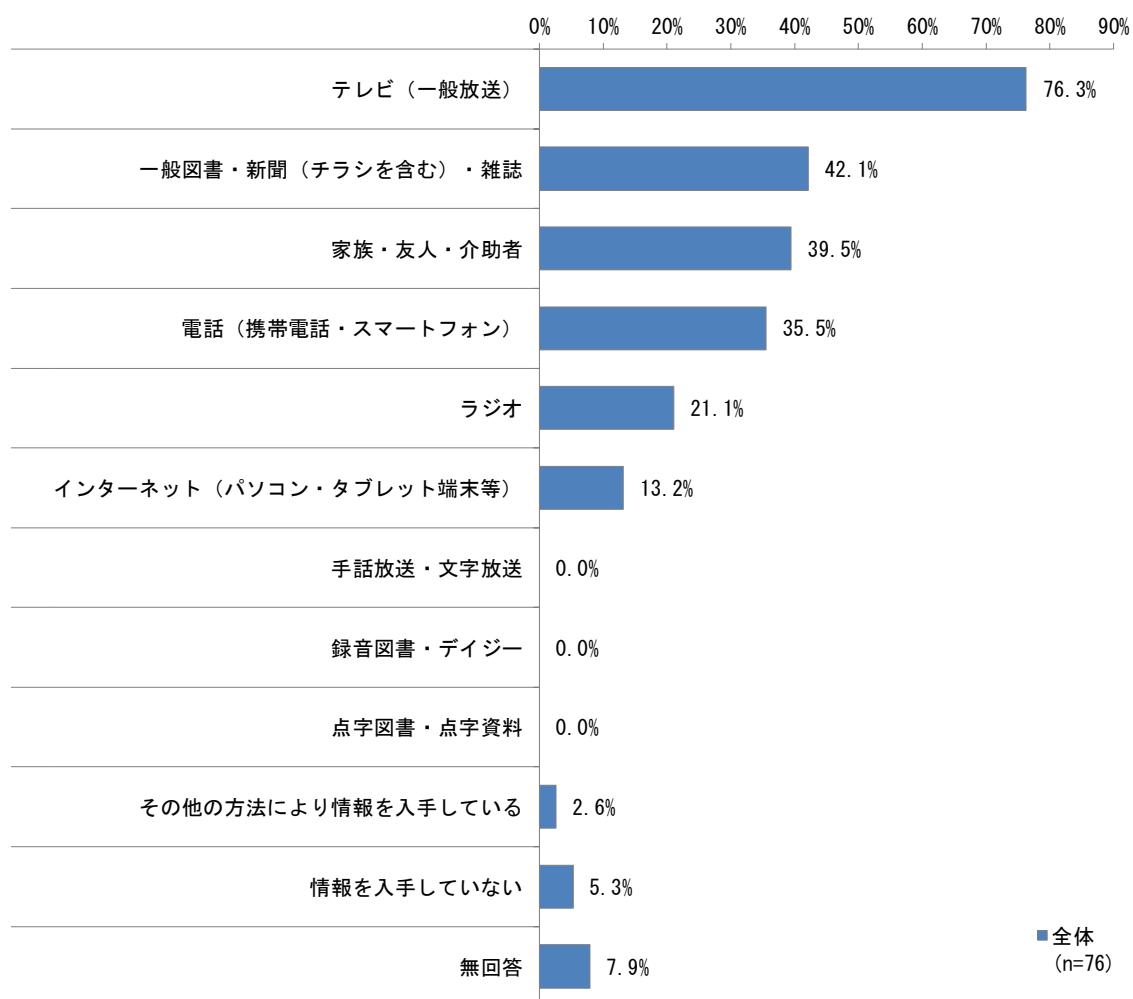


イ) 情報の入手先（複数回答）

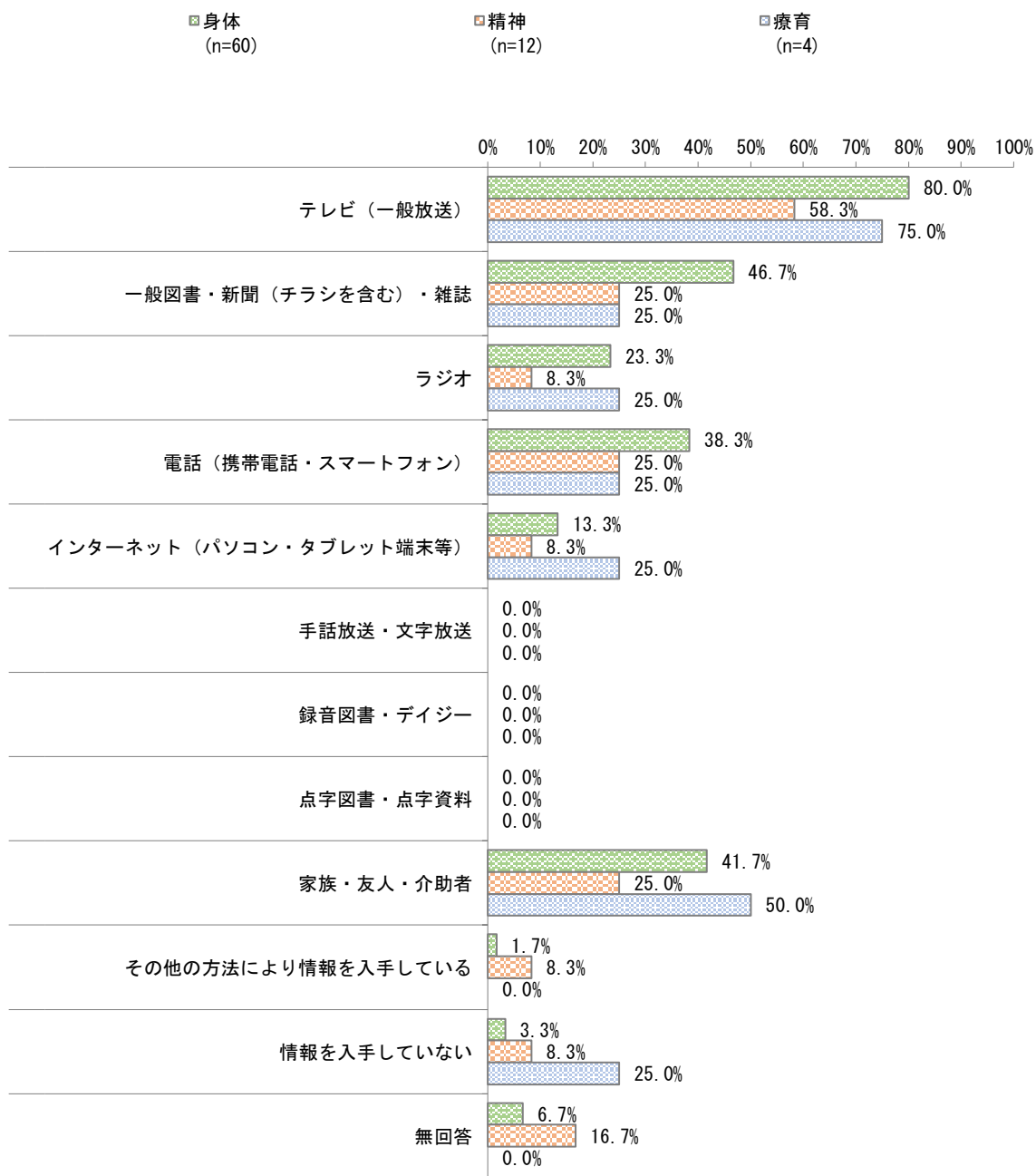
「テレビ」が76.1%で最も高く、次いで、「一般図書・新聞・雑誌」42.1%、「家族・友人・介助者」39.5%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神、療育のいずれも「テレビ」が最も高くなっています。

【全体結果】



【全体結果】

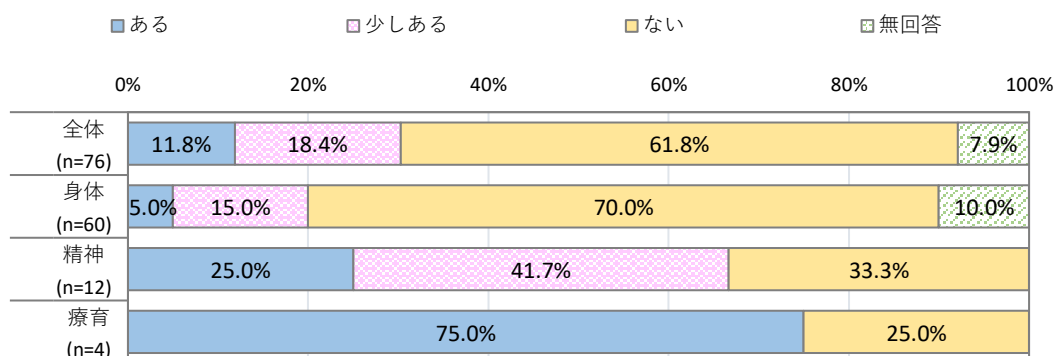


⑥ 権利擁護等について

ア) 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」（「ある」と「少しある」の合計）が30.2%となっています。

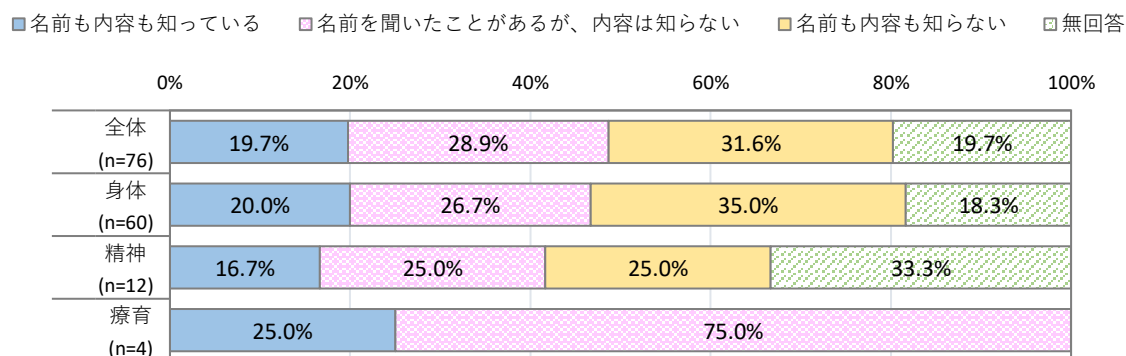
障がい種別で「ある」の割合をみると、身体が20.0%、精神が66.7%、療育が75.0%となっています。



イ) 成年後見制度の認知度

「知っている」（「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計）が48.6%となっています。

障がい種別で「知っている」の割合をみると、身体が46.7%、精神が41.7%、療育が100.0%となっています。

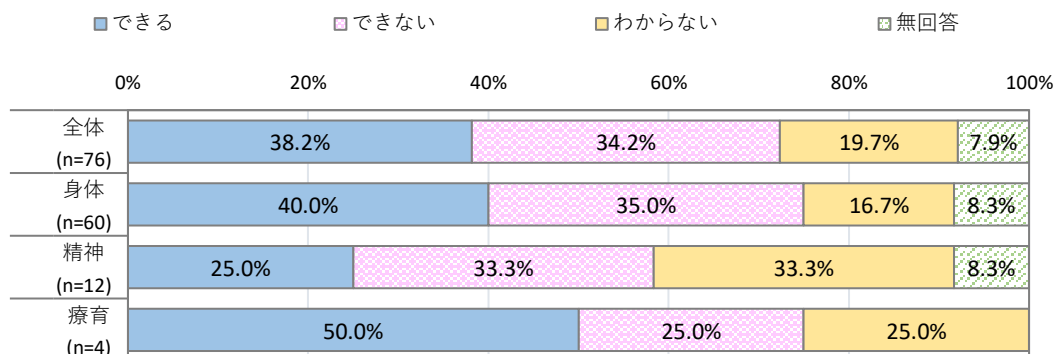


⑦ 災害時の避難や防災について

ア) 災害時ひとりで避難することができるか

「できる」が38.2%となっています。

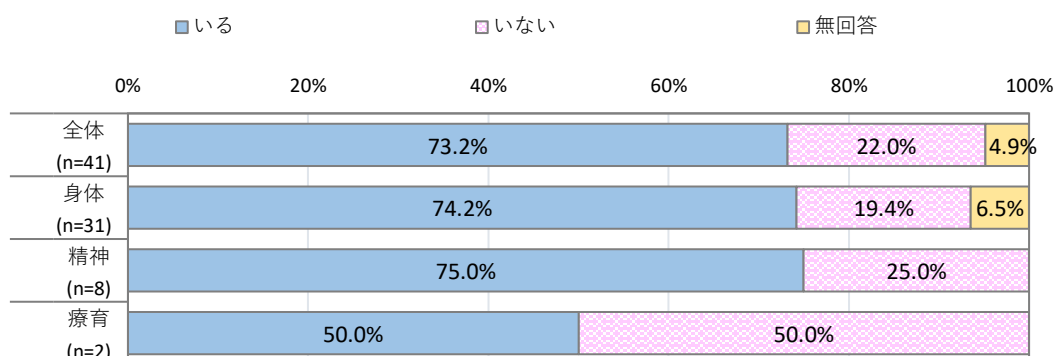
障がい種別で「できる」の割合をみると、身体が40.0%、精神が25.0%、療育が50.0%となっています。



イ) 災害時、避難を助けてくれる人がいるか

「いる」が73.2%となっています。

障がい種別で「いる」の割合をみると、身体が74.2%、精神が75.0%、療育が50.0%となっています。

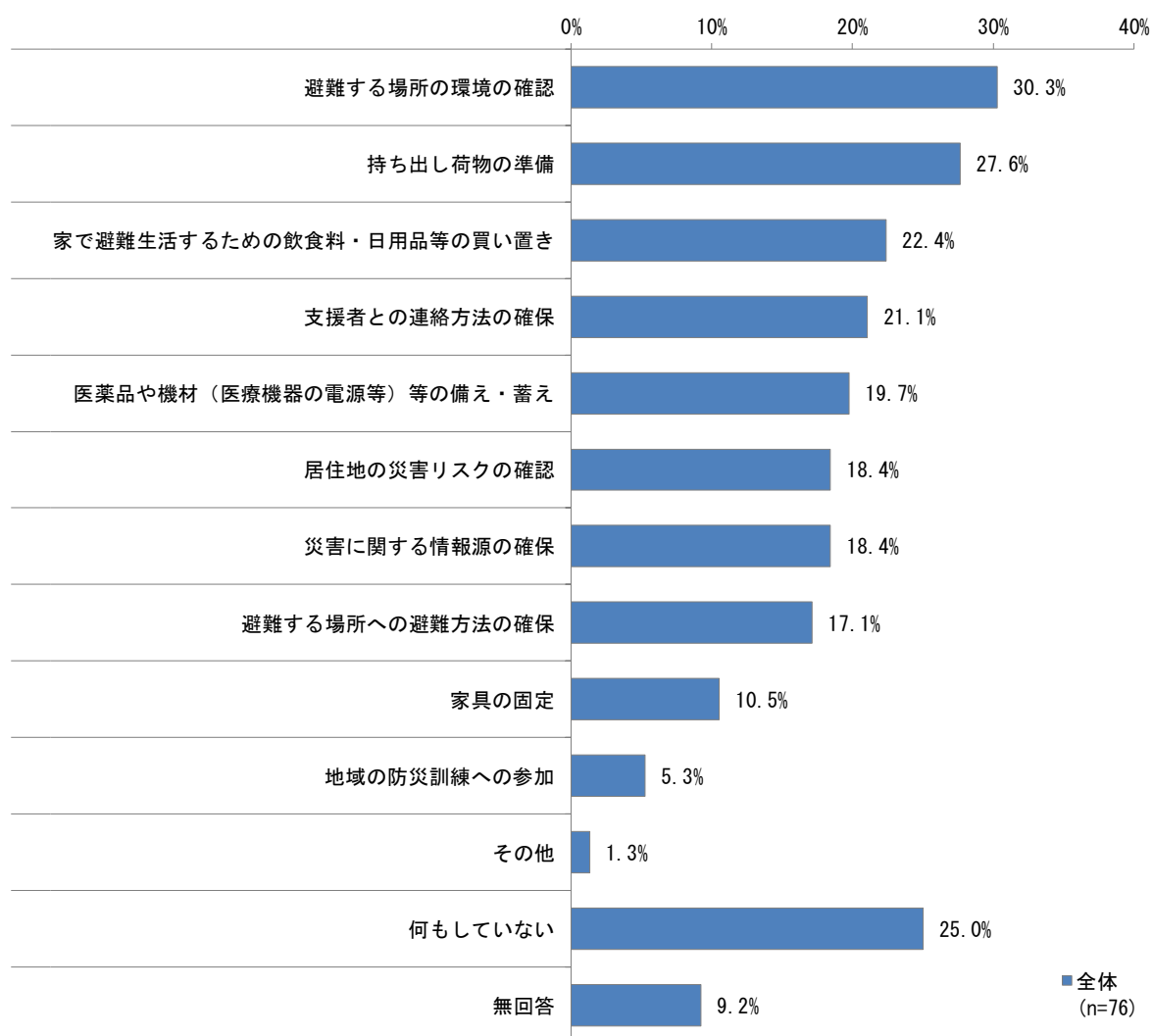


ウ) 災害発生に備えて準備していること（複数回答）

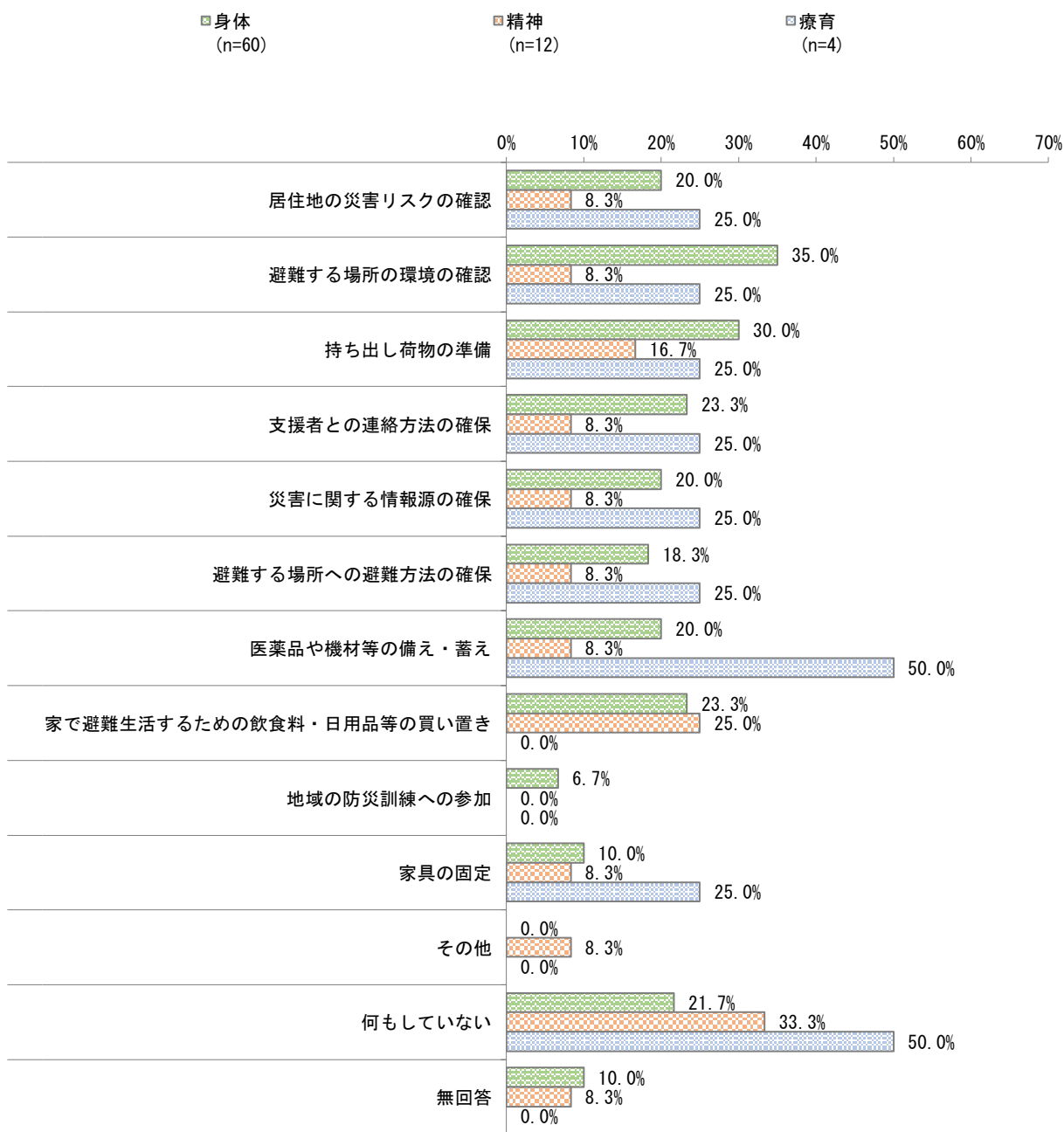
「避難する場所の環境確認」が30.3%で最も高く、次いで、「持ち出し荷物の準備」27.6%、「何もしていない」25.0%となっています。

障がい種別でみると、身体は「避難する場所の環境確認」、精神は「何もしていない」、療育は「医薬品や機材等の備え・蓄え」、「何もしていない」が最も高くなっています。

【全体結果】



【障がい種別結果】

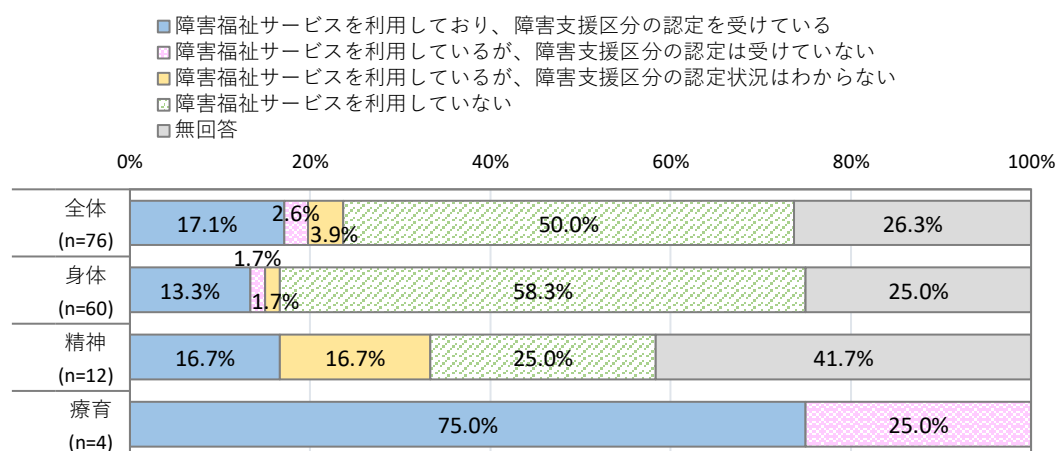


⑧ 障害福祉サービスの利用状況や利用希望

ア) 障害福祉サービスの利用状況

「障害福祉サービスを利用していない」が50.0%で最も高く、次いで、「障害福祉サービスを利用しており、障害支援区分の認定を受けている」17.1%、「障害福祉サービスを利用しているが、障害支援区分の認定状況はわからない」3.9%となっています。

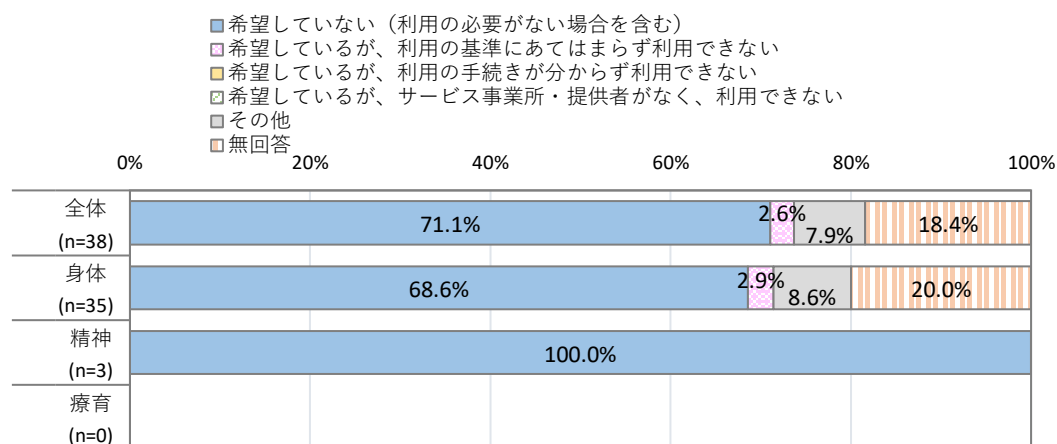
障がい種別でみると、身体、精神は「障害福祉サービスを利用していない」、療育は「障害福祉サービスを利用しており、障害支援区分の認定を受けている」が最も高くなっています。



イ) 障害福祉サービスの利用希望

「希望していない」が71.1%で最も高く、次いで、「その他」7.9%、「希望しているが、利用の基準にあてはまらず利用できない」2.6%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神は「希望していない」が最も高くなっています。療育は該当者がいませんでした。

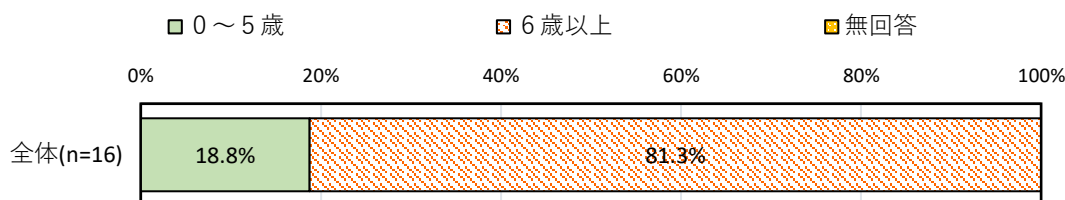


(2) 保護者調査

① お子様のことについて

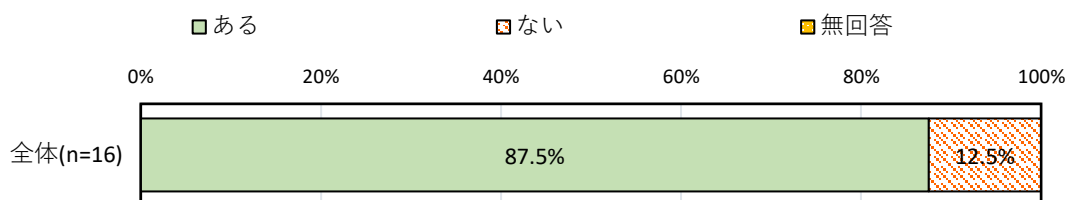
ア) 子どもの年齢

「0～5歳」が18.8%、「6歳以上」が81.3%となっています。



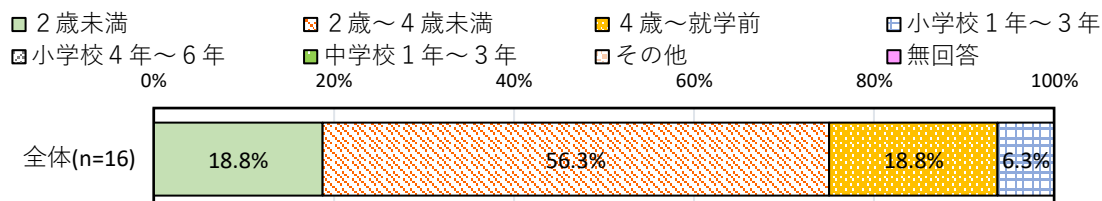
イ) 発達障がいと診断されたことがあるか

「ある」が87.5%、「ない」が12.5%となっています。



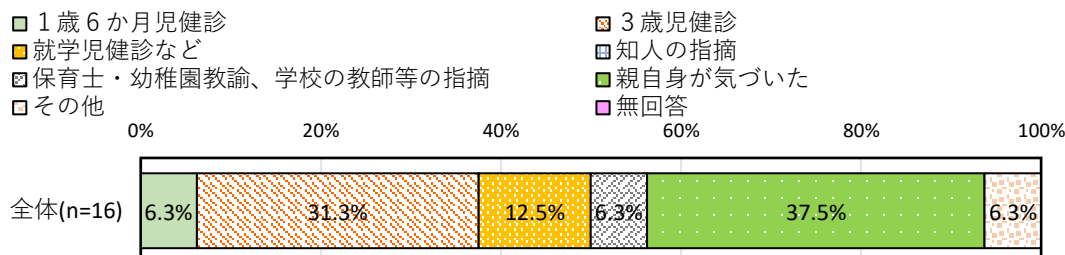
ウ) 発達障がい又はその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期

「2～4歳未満」が56.3%で最も高く、次いで、「2歳未満」、「4歳～就学前」18.8%となっています。



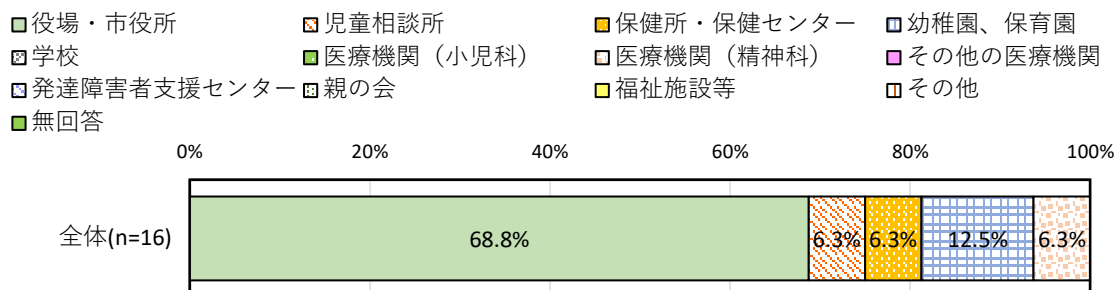
エ) 発達障がい又はその疑いに気づいたきっかけ

「親自身が気づいた」が37.5%で最も高く、次いで、「3歳児健診」31.3%、「就学時健診」12.5%となっています。



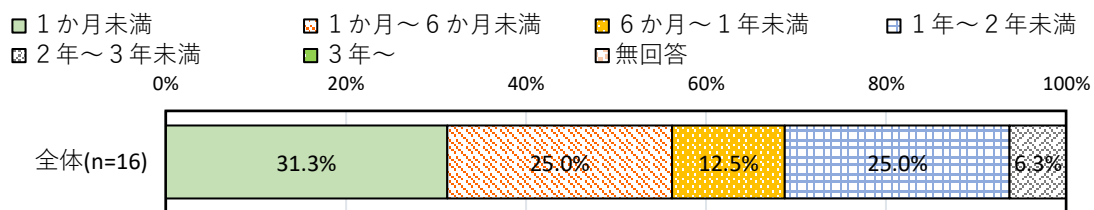
オ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、最初に相談した機関

「役場・市役所」が68.8%で最も高く、次いで、「幼稚園、保育園」12.5%などとなっています。



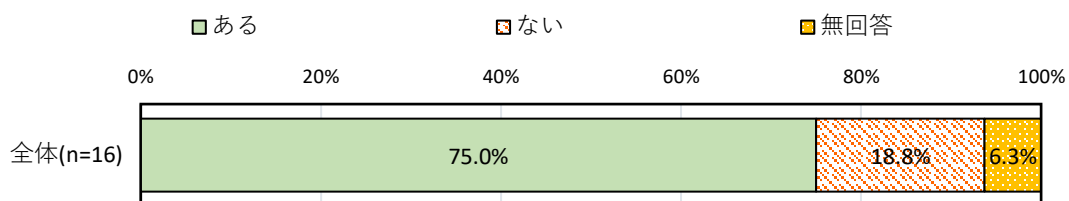
カ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、相談するまでの期間

「1か月未満」が31.3%で最も高く、次いで、「1か月～6か月未満」、「1年～2年未満」25.0%となっています。



キ) 気づきから診断を受けるまでの間、助けになった支援があったか

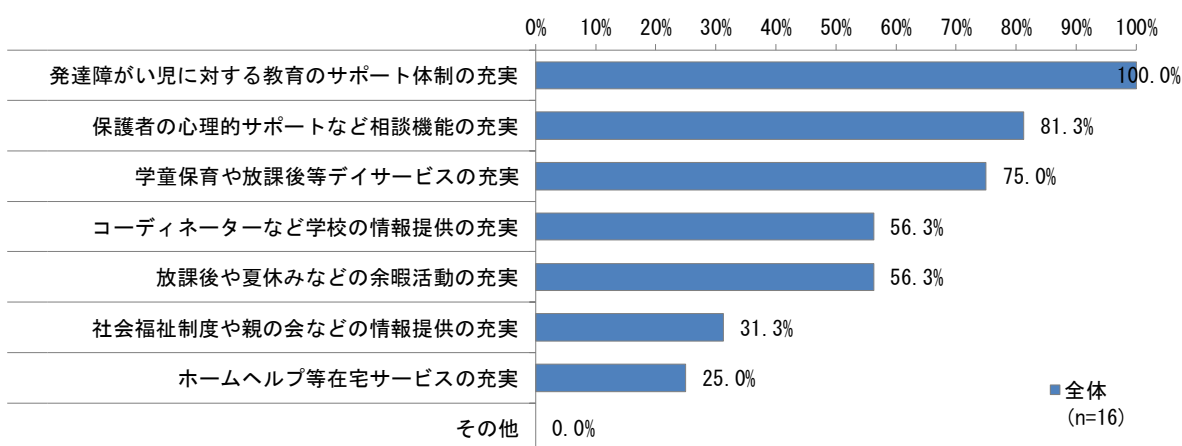
「ある」が75.0%、「ない」が18.8%となっています。



② 必要と思うサービス等

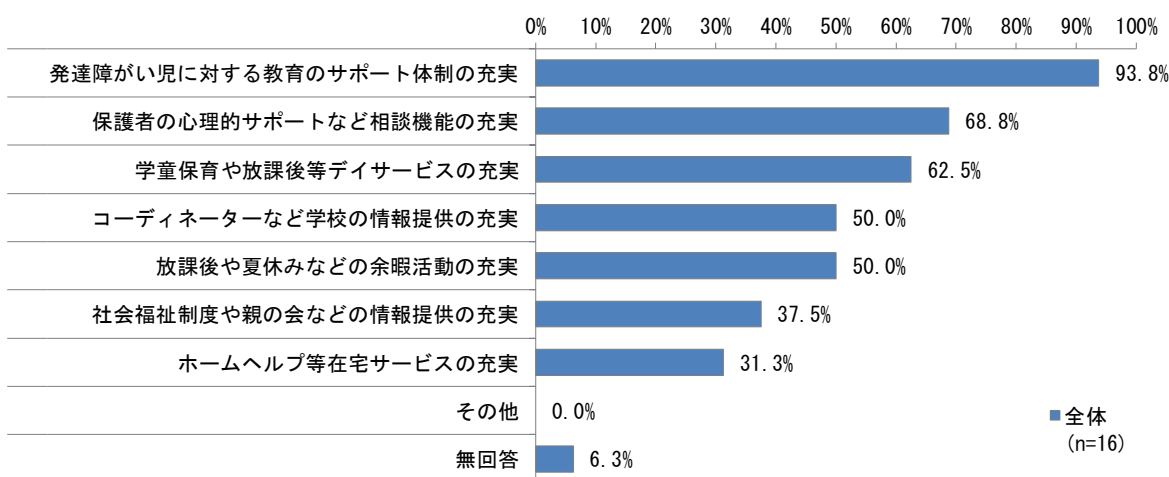
ア) 小学校や特別支援学校小学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が100.0%で最も高く、次いで、「保護者の心理的サポートなどの相談機能の充実」81.3%、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」75.0%となっています。



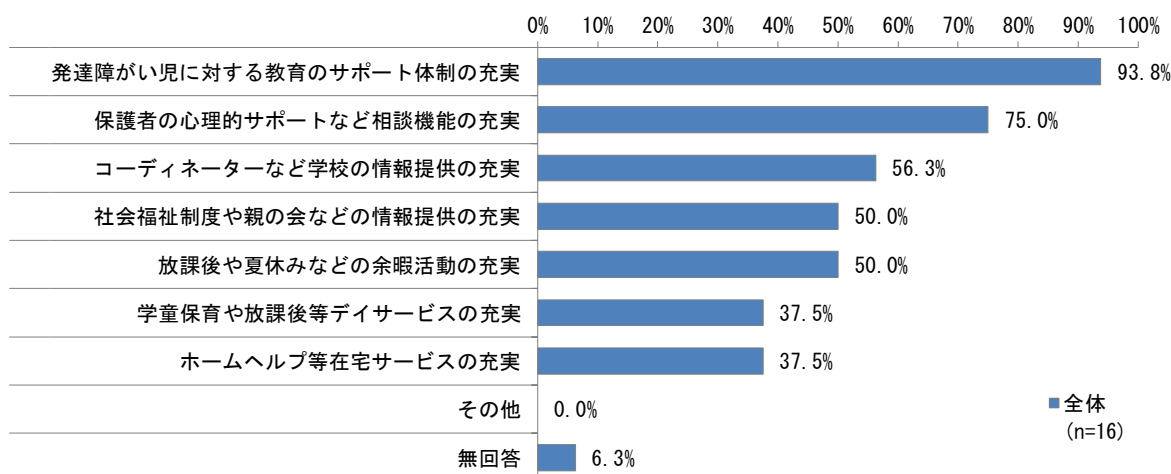
イ) 中学校や特別支援学校中学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が93.8%で最も高く、次いで、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」68.8%、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」62.5%となっています。



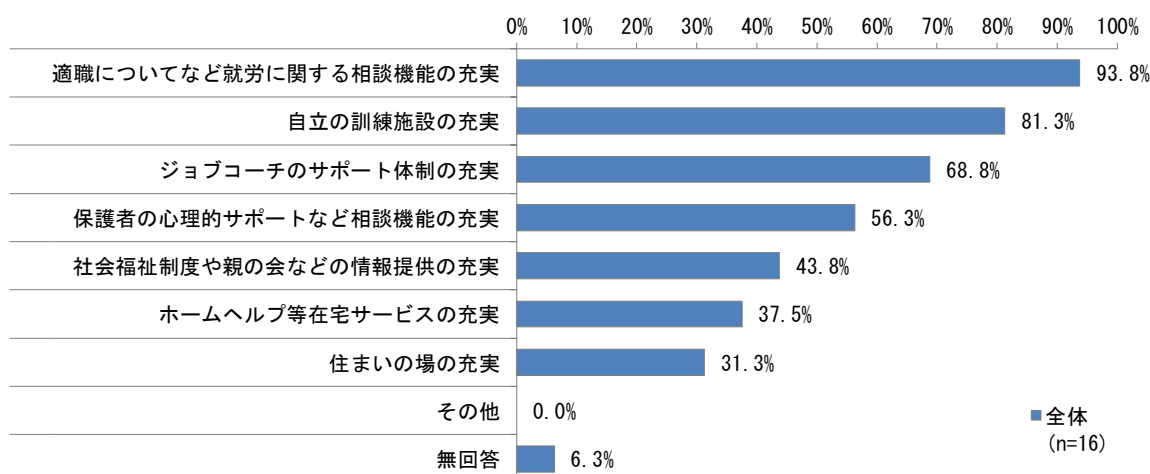
ウ) 高等学校や特別支援学校高等部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が93.8%で最も高く、次いで、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」75.0%、「コーディネーターなどの学校の情報提供の充実」56.3%となっています。



エ) 就労時において、必要と思うサービス等（複数回答）

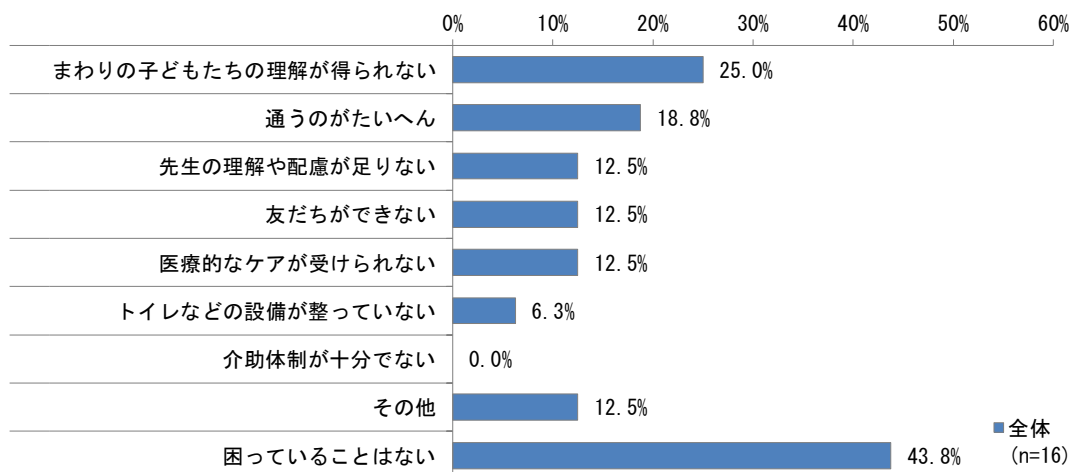
「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」が93.8%で最も高く、次いで、「自立の訓練施設の充実」81.3%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」68.8%となっています。



③ 保育・教育について

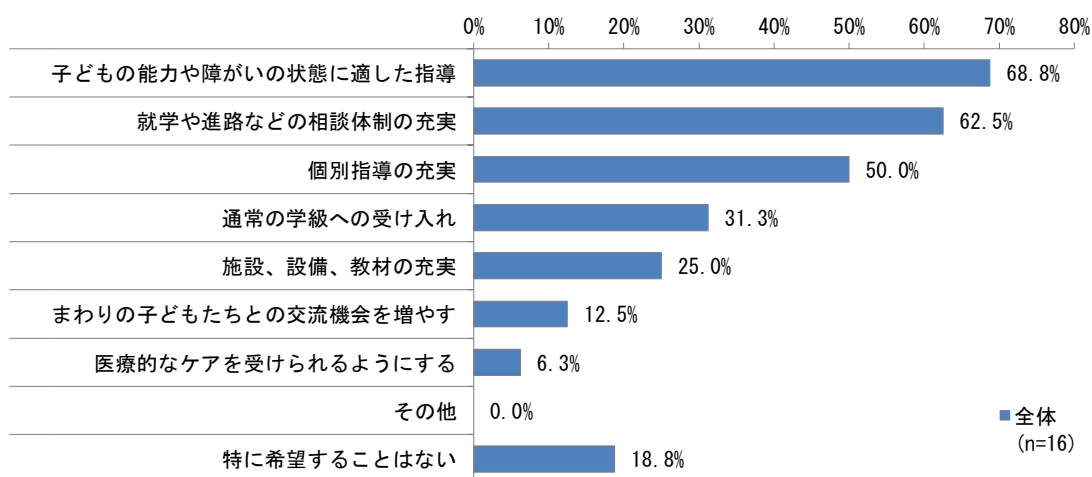
ア) 保育所等での困りごと（複数回答）

「困っていることはない」が43.8%で最も高く、次いで、「まわりの子どもたちの理解が得られない」18.8%などとなっています。



イ) 保育所等に望むこと（複数回答）

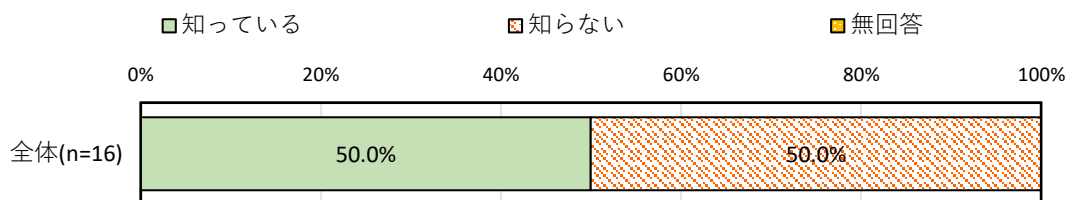
「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が68.8%で最も高く、次いで、「就学や進路などの相談体制の充実」62.5%、「個別指導の充実」50.0%となっています。



④ 障がい理由とした差別について

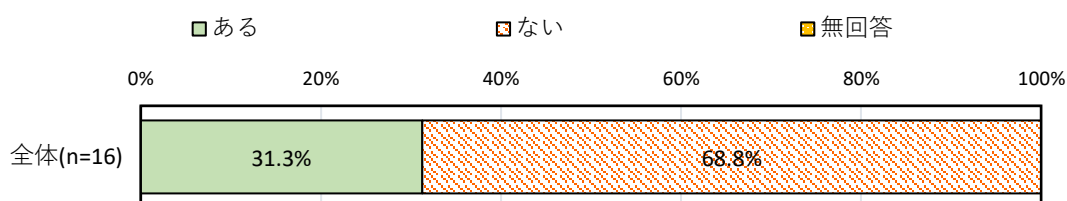
ア) 障害者差別解消法の認知度

「知っている」が50.0%、「知らない」が50.0%となっています。



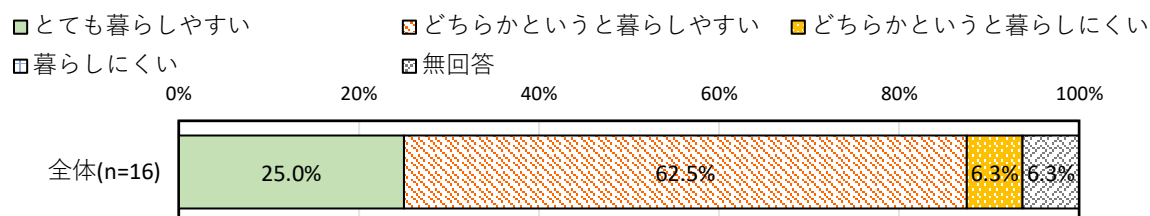
イ) 子どもが障がいがあることを理由に差別された経験があるか

「ある」が31.3%、「ない」が68.8%となっています。



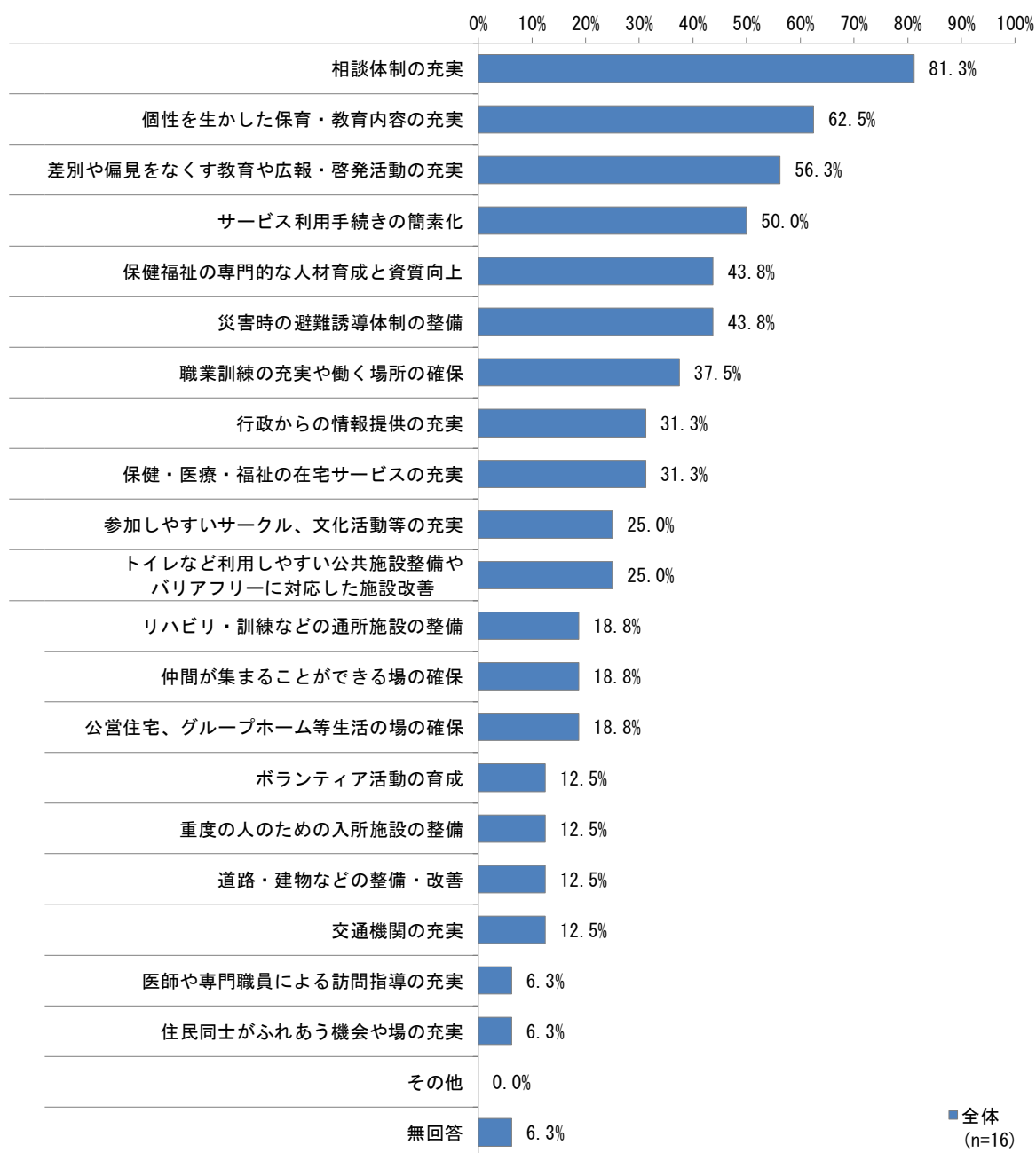
ウ) 山江村は、障がいのある人にとって暮らしやすいか

「どちらかという暮らしやすい」が62.5%で最も高く、次いで、「とても暮らしやすい」25.0%、「どちらかという暮らしにくい」6.3%となっています。



⑤ 必要な施策・取組（複数回答）

「相談体制の充実」が81.3%で最も高く、次いで、「個性を生かした保育・教育内容の充実」62.5%、「差別や偏見をなくす教育や広報・啓発活動の充実」56.3%となっています。



7 アンケート結果まとめ

(1) 手帳所持者調査

- 介助者が介護できなくなった際の対応については、「施設や病院などに一時的に依頼する」、「考えているが、まだ決めていない」が19.7%、「同居する他の家族・親族に頼む」17.1%となっています。
- 医療的ケアの有無については、「受けている」18.4%、「受けていない」69.7%となっています。
- 身体の機能を補うための用具の利用状況については、「利用している」38.2%、「利用していない」55.3%となっています。
- 意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の利用状況については、「利用している」3.9%、「利用していない」82.9%となっています。
- 障がい、病気、けが等のために通院や在宅医療を受けている頻度については、「1か月に1回程度」38.2%、「毎日」、「2～3か月に1回程度」、「1年に1回程度」7.9%となっています。
- 過去1年間の外出頻度については、「1日に1回程度」30.3%、「2～3日に1回程度」18.2%、「ほとんど外出しない」11.8%となっています。
- 外出する時の困りごととして、「バスなどの公共機関が少ない(ない)」15.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」11.9%となっています。
- 収入を得る仕事の有無については、「現在、収入を得る仕事をしている」22.4%、「現在、収入を得る仕事をしていない(就学中の場合を除く)」51.3%となっています。
- 地域活動や地域の行事への参加状況については、「まったく参加していない」47.4%、「時々参加している」19.7%、「よく参加している」11.8%となっています。
- 悩みや困ったことの相談先については、「家族や親せき」85.5%、「友人・知人」28.9%、「かかりつけの医師や看護師」26.3%となっています。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、『ある』(「ある」と「少しある」の合計)30.2%となっています。障がい種別で『ある』の割合をみると、身体20.0%、精神66.7%、療育75.0%となっています。
- 成年後見制度の認知度については、『知っている』(「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計)が48.6%となっています。
- 災害時ひとりでの避難可否については、「できる」38.2%、「できない」34.2%、「わからない」19.7%となっています。また、災害時、避難を助けてくれる人については、「いる」73.2%、「いない」22.0%となっています。

(2) 保護者調査

- ・発達障がいの診断されたことについては、「ある」87.5%、「ない」12.5%となっています。
- ・発達障がい又はその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期については、「2～4歳未満」56.3%、「2歳未満」、「4歳～就学前」18.8%となっています。
- ・発達障がい又はその疑いに気づいたきっかけについては、「親自身が気づいた」37.5%、「3歳児健診」31.3%、「就学時健診」12.5%となっています。
- ・発達障がい又はその疑いに気づいてから、相談するまでの期間については、「1か月未満」31.3%、「1か月～6か月未満」、「1年～2年未満」25.0%となっています。
- ・必要と思うサービス等については、小学校、中学校、高等学校のいずれも「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が最も高くなっています。
- ・就労時において必要なサービス等については、「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」93.8%、「自立の訓練施設の充実」81.3%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」68.8%となっています。
- ・保育所等に望むことについては、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」68.8%、「就学や進路などの相談体制の充実」62.5%、「個別指導の充実」50.0%となっています。
- ・障害者差別解消法の認知度については、「知っている」50.0%、「知らない」50.0%となっています。
- ・子どもが障がいがあることを理由に差別された経験については、「ある」31.3%、「ない」63.8%となっています。
- ・山江村は、障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「どちらかという暮らしやすい」62.5%、「とても暮らしやすい」25.0%、「どちらかという暮らしにくい」6.3%となっています。
- ・必要な施策・取組については、「相談体制の充実」81.3%、「個性を生かした保育・教育内容の充実」62.5%、「差別や偏見をなくす教育や広報・啓発活動の充実」56.3%となっています。

第2部 障がい者計画

第1章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が安心していきいきと生活し、地域との「つながり」や、あたたかい「ふれあい」の中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指します。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、村民一人一人が障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等の権利が得られるよう、様々な支援を進めていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、第2期計画に引き続きこの基本理念を掲げ、村民全員の計画と位置付け、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるむらづくりを目指します。

互いに理解し 支え合い とともに生きる

2 基本目標

基本理念の実現に向けて8つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 地域生活支援
- 基本目標2 保健・医療
- 基本目標3 教育・社会参加
- 基本目標4 雇用・就業
- 基本目標5 広報・啓発
- 基本目標6 安心・安全
- 基本目標7 生活環境
- 基本目標8 差別の解消及び権利擁護

3 施策の体系

互いに理解し
支え合おう
せよ
まね

基本目標1 地域生活支援

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 地域生活支援事業の充実
- (4) 地域生活への移行支援の充実

基本目標2 保健・医療

- (1) 疾病の予防と早期発見・早期対応
- (2) 療育体制の充実
- (3) 保健・医療環境の充実
- (4) 精神保健・医療の充実
- (5) 難病患者等への支援の充実

基本目標3 教育・社会参加

- (1) 学校教育の充実
- (2) 交流・ふれあいの場の充実
- (3) 文化活動・スポーツ活動等の充実
- (4) ボランティア活動の支援

基本目標4 雇用・就業

- (1) 雇用・就労機会の拡充
- (2) 就労支援の推進
- (3) 福祉的就労の場の充実

基本目標5 広報・啓発

- (1) 広報活動の充実
- (2) コミュニケーション支援の充実

基本目標6 安心・安全

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実
- (3) 交通安全対策の充実

基本目標7 生活環境

- (1) 道路・公共交通機関等の整備
- (2) 住宅環境の整備
- (3) 外出支援の充実

基本目標8 差別の解消及び権利擁護

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 役場の事務等における配慮

第2章 施策の展開

1 地域生活支援

障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実、住宅や生活施設の確保、生活安定のための経済的支援などサービスの充実を図ります。

(1) 相談体制・情報提供の充実

① 相談体制の充実

障がいのある人の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の構築に努めます。また、研修等を通じて民生委員・児童委員等の専門性の向上に努めます。

② 身近な相談機会の充実

身近な窓口として、民生委員・児童委員は重要です。今後、民生委員・児童委員の活動支援を積極的に行い、障がいのある人やその家族などが相談しやすい体制を構築します。また、福祉まつりなど各種イベント時に専用ブースを設けるなど、相談や情報提供の場の確保に努めます。

③ 情報提供の充実

障害者制度の改正等、国の動向を踏まえながら、障がいのある人やその家族などが必要とする情報を的確に提供するため、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなど福祉情報の内容を充実します。また、色使いや音声化など障がい種別に配慮した情報伝達方法を工夫します。

(2) 福祉サービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

在宅で食事など介護を必要とする障がいのある人に対し、在宅生活を維持するために必要なサービスの提供を行います。

② 介護者サービスの充実

家族の急病等などにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合に対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。

③ 日中活動の場の確保

本村は、就労継続支援 A 型事業所が 1 か所整備されていますが、他のサービス事業所の設備がない状況となっており、近隣市町村のサービス提供事業所の把握に努めています。今後も近隣市町村の事業所の定員や事業所数を適切に把握し、一人ひとりに合った情報提供を行います。

④ 居住系サービスの充実

本村には、居住施設等がない状況となっていますが、近隣市町村の事業所の把握に努めています。今後も近隣市町村の事業所の定員や事業所数を適切に把握し、サービス提供につなげます。

⑤ 意思決定支援の推進

平成 29 年 3 月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障がいのある人の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

⑥ 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

⑦ 障がい特性等に応じたサービス利用の支援

障がいのある人本人の意向を踏まえながら、障がい特性等に応じたサービスの利用を支援します。

また、様々な運営主体の福祉サービス事業者の参入を呼びかけ、近隣自治体とも連携し地域における福祉サービス基盤の整備・充実を図ります。

⑧ 経済的負担軽減に向けた支援

障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、制度などの周知を図ります。

(3) 地域生活支援事業の充実

① 相談支援事業の充実

本村では、相談支援事業を人吉球磨地域3箇所に委託して実施しています。今後も地域で生活する障がいのある人とその家族のニーズや現状の把握に努め、事業の充実を図ります。

② 日常生活用具給付等事業の充実

排泄管理支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行っています。今後も日常生活の円滑化を図るため、制度を広く周知し、利用の促進を図ります。また、訪問や窓口相談を通じて、障がい状況・生活状況に応じた用具の給付を行います。

③ 人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営

障がいのある人などの地域生活を支援するため、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営を推進します。

④ 地域活動支援センターの充実

人吉球磨圏域の障がいのある人に対する活動の場の提供を引続き実施するため、圏域全体でセンターの運営を推進し、事業の充実・拡充を図ります。

(4) 地域生活への移行支援の充実

① 地域移行に向けた支援

病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援を行います。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ケースワーカーをはじめとする関係機関と連携を図るなど、多方面あるいは専門的な意見を基に、地域移行に向けた支援のあり方を検討していきます。

また、精神に障がいのある人が地域の一員として安心した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、熊本県や人吉球磨圏域の各自治体等と協議・検討します。

2 保健・医療

保健や医療について安心して生活ができるよう、適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実や障がいの原因となる疾病などの予防の充実を図ります。

(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応

① 乳幼児健康診査の充実

乳幼児健診として、3か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施するとともに、本村独自として、2歳児、5歳児歯科検診を行い疾病・障がいの早期発見に努めています。支援の必要な子どもには、保育所等訪問や発達相談を行い、早期療育や専門機関の受診につなげています。今後も関係機関と連携しながら支援を行います。

② 妊婦健康診査の充実

妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠期を健康に過ごし安心して出産が迎えられるよう支援しています。今後も医療機関と連携しながら支援を行います。

③ 健康診査・がん検診等の充実

疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病などを予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診等を実施します。生活習慣病予防については、広報紙などを通じて啓発し、健診受診の必要性について周知を図ります。

④ 健康づくりの推進

村民一人一人が自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。また、障がいのある人が参加できるよう内容を工夫します。

(2) 療育体制の充実

① 相談体制の充実

保健指導を必要とする乳幼児とその保護者に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。

② 療育支援体制の充実

療育指導が必要と判断された障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行っています。今後も早期療育ができるよう人吉球磨圏域での連携を図り、療育支援体制の充実を図ります。

③ 障がい児支援事業の充実

障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がいのある子どもの在宅生活を支援するとともに、保護者などへの負担軽減を図ります。

④ 保育園等への支援

保育士などに対し、子どもの特性に応じた支援方法の指導や研修など、学習機会の提供に努めます。

⑤ 障がいのある子どもの受入れの推進

保育所等などにおける障がいのある子どもの受入れ体制を充実します。

⑥ 保護者への子育て支援

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

(3) 保健・医療環境の充実**① 訪問活動の充実**

障がいのある人、高齢者などの健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、保健師などによる訪問活動を充実します。また、在宅での療養生活を支えるため、ニーズの把握に努めます。

② 家族介護支援の充実

在宅の障がいのある人や高齢者などを介護する家族を対象に、介護知識などの必要な情報提供の充実を図ります。また、介護する家族、特に認知症においては、認知症の人や家族に対する周囲からの理解促進や支援などに努めます。

③ 地域の医療機関との連携

障がいのある人の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努め、医療機関に関する情報提供を行います。

④ 歯科診療の充実

障がいのある人の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会との連携を推進します。また、障がいのある人の歯科診療の機会を提供するため、歯科医療機関の情報提供を行います。

⑤ 医療費助成制度の周知

精神障がいに関する正しい理解を啓発し、うつ病などの早期発見・早期受診を促進します。また、相談体制の充実を図るため、医療機関との連携をすすめます。

⑥ 福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障がいのある人が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。

⑦ 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がいのある人や障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等で連携を図ります。

(4) 精神保健・医療の充実

① 医療機関との連携

精神障がいに関する正しい理解を啓発し、うつ病などの早期発見・早期受診を促進します。また、相談体制の充実を図るため、医療機関との連携をすすめます。

(5) 難病患者等への支援の充実

① 難病患者等への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行います。また、保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。

3 教育・社会参加

教育相談体制の充実、個々の障がいや能力に応じた学習指導や切れ目のない支援ができる体制づくりを充実します。また、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、交流活動など参加機会の充実を図ります。

(1) 学校教育の充実

① 人権教育の推進

村内の小中学校では、人権集会や花いっぱい運動などに取り組んでいます。今後も障がいのある人への理解や人権教育の充実に努めます。

② 福祉体験学習等の充実

福祉教育を推進するため、各小中学校において、総合的な学習の時間を活用して、福祉体験などの学習の充実に努めます。

③ 教育関係機関等の連携強化

集団生活や就学がスムーズに行えるよう、保育園、小学校や中学校が連携を図りながら、切れ目のない支援体制の整備に努めます。また、スクールソーシャルワーカーの関わりによる、各学校と行政の連携も強化します。

④ 特別支援教育体制の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を推進しています。今後も個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用による就学支援や関係機関との連携に努めます。

⑤ 多様な学びの場の充実

教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実に努めます。

⑥ いじめ等の防止

「いじめ防止基本方針」等に則り、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒の特性を踏まえ、いじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援を行うとともに、保護者と連携します。

⑦ 教職員等研修の充実

障がいのある子どもについて、研修を通じて人権に配慮した教職員などの正しい理解を深めます。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法や内容、教材などを工夫しながら、一人一人の教育課題に的確に対応できるよう資質の向上に取り組みます。

(2) 交流・ふれあいの場の充実

① 見守り活動の推進

隣近所の人たちや地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発周知します。

② 交流活動の推進

障がいのある人もない人も、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を充実します。

③ 当事者団体の活動情報の提供

人吉球磨地域での障がい者当事者団体に関する活動情報を提供し、本人活動の活発化を促進します。

④ 家族団体等への支援

家族団体などの活動支援を行い、会員数の増加を促進します。また、障がいのある人同士の交流を促進し、共通に取り組める課題や相互理解が図られるよう支援します。

(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実

① 生涯学習環境の充実

生涯学習の機会を充実するため、各種講座などに参加しやすい環境づくりをすすめます。

② スポーツ活動の推進

心身の状況に応じ、誰もが参加できるスポーツ活動の充実を図ります。また、関係団体や機関との連携を図り、国や県等広域的な規模で開催されるスポーツ大会などへの参加を促進します。

③ 生涯学習・スポーツ指導者の養成・確保

生涯学習やスポーツ活動に関するニーズに応えられるよう、指導者の養成・確保を行います。

④ 読書環境の充実

熊本県読書バリアフリー推進計画に基づき、障がいの有無にかかわらず誰もが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

(4) ボランティア活動の支援

① ボランティア団体等への支援

ボランティア活動は福祉の向上に欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、山江村社会福祉協議会と協力して、ボランティアの育成を図るとともに、その活動を支援します。

4 雇用・就業

障がい者が適性と能力に応じて、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、多様な就労機会や場の確保を推進します。

(1) 雇用・就労機会の拡充

① 事業者への障がい者雇用の促進

就労意向があるにもかかわらず、就労できない障がいのある人もいるため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、村内及び近隣市町村の事業所への働きかけを推進します。また、事業者に対して、障がいのある人を雇用する助成事業の情報提供を行います。

② 雇用・就労に関する相談機能の充実

障がいのある人の就職や職業能力の取得と向上、就職後の安定就労を図るため、ハローワークなどと連携し、情報提供や相談支援体制づくりをすすめます。

③ 雇用の促進のための情報提供

事業所等における障がい者雇用に関する情報及び就労継続支援A型、B型事業所に関する情報の提供などを行い、就労の場の拡大に努めます。

④ 職場における合理的配慮の提供義務等の周知

改正障害者雇用促進法、改正障害者差別解消法等を踏まえ、法に盛り込まれた、障がい者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、広報・啓発に努めます。

(2) 就労支援の推進

① 関係機関とのネットワーク強化

人吉球磨障がい者総合支援協議会など、就労を支援する関係機関でネットワークを構築し、障がいのある人の就労を支援します。

② 定着支援の推進

就労をしている障がいのある人及び雇用者に対する情報提供や一般就労後に継続して働きやすい環境づくり、ジョブコーチによるフォローアップなどの体制の仕組みづくりを推進します。

(3) 福祉的就労の場の充実

① 地域活動支援センターの充実

人吉球磨圏域で設置している地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の場としての機能を充実します。

② 官公需における受注機会の拡大

近隣市町村の障がい者就労施設などへ優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、施設などでの生産品の販売等を支援します。

③ 物品・役務の調達推進

「山江村障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

④ 工賃向上の推進

近隣市町村の障がい者就労施設などでの福祉的就労における工賃向上に向けた支援を広域的に行います。

5 広報・啓発

障がい者への差別や偏見のない共生社会を実現するために、すべての村民が障がいのある人への理解を深め、こころのバリアフリーの実現を推進します。

(1) 広報活動の充実

① 周知・啓発の充実

障がいのある人が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて、障がいの特性や障がいのある人に対する理解を促進します。また、広報紙やホームページにおいては、文章やレイアウトなどわかりやすく紹介します。

② 説明会や研修会の実施



施設や事業所などの関係機関との連携により、説明会や研修会を実施し、各種サービスなどの周知に努めます。

③ 障がい者マークの普及

「耳マーク」「ハート・プラスマーク」など、障がい者に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。

【障がい者に関するマークについて】

障がい者に関するマークには、障がい者に配慮した施設であることやそれぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、様々なものがあります。

<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>

<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「全ての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>【身体障がい者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>【聴覚障がい者標識】</p> 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>

(2) コミュニケーション支援の充実

① コミュニケーション支援体制の充実

聴覚などに障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、ニーズを把握し、県などが実施している手話通訳者及び要約筆記者の派遣の情報提供を行います。

② IT講習会の開催

障がいのある人がパソコンやタブレットなどを活用して、より多くの情報を得られるよう、IT（情報通信技術）講習会を開催します。

③ 意思疎通支援事業の拡充

意思疎通支援事業については、あらゆる障がい者に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。

④ コミュニケーション支援の充実

人とのコミュニケーションが難しい障がいのある子どもや障がいのある人が、日常生活や災害時において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツールについて、活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

6 安心・安全

災害時などにも不安を感じることなく、また悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないように、安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

(1) 防災対策の充実

① 緊急時の情報伝達の充実

災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やメールなどを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知に取り組みます。

② 避難行動支援体制の整備

災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。また、避難行動要支援者名簿登録制度の周知を図ります。さらに、警察、消防など関係機関との連携を強化します。

③ 地域防災訓練の参加促進

普段から地域とのつながりを強化するため、地域が中心となって実施される防災訓練への障がいのある人の参加を促進します。

④ 避難所等における支援

災害時の避難所生活において、特別な配慮を必要とする障がいのある人の受入先の確保に努めます。

また、福祉避難所を拡充し、必要な物資及び設備を修繕します。

【避難所等での合理的配慮の例】

- ・人が多く、にぎやかな所が苦手な人のために、パーテーションを設置する。
- ・物資の受け取りが困難な人には、直接手渡しをする。
- ・館内放送を文字化したり、電光表示板で表示する。
- ・発電機の予備燃料を準備するなど、非常用電源を確保する。

(2) 防犯対策の充実

① 消費者トラブルの防止と被害からの救済

障がいのある人が、悪徳商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて相談窓口へつなげていきます。

(3) 交通安全対策の充実

① 交通安全施策の充実

障がいのある人が交通事故などにあうことがないように、交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動を実施し、交通安全の確保に努めます。

7 生活環境

障がいのある人が地域社会で積極的に社会・経済活動に参加できるよう、障がいのある人が外出しやすい環境をつくるため、バリアフリー化を推進します。

(1) 道路・公共交通機関等の整備

① ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

多様な人が利用することができるよう、設計やデザインを構想するというユニバーサルデザインの考え方について、村民及び事業者への普及を図ります。また、既存の公共施設等におけるバリアフリー化をすすめます。

② 道路環境の整備・改善

警察、学校、行政など関係機関が連携して、通学路の合同点検を実施します。また、通学路の危険箇所の整備を推進します。

③ 身体障がい者用駐車スペースの確保

村内の各公共施設等に専用駐車場の整備を検討し、推進していくとともに、引き続きハートフルパス制度についても周知を図ります。

④ 公共交通等の充実

障がいのある人のニーズを踏まえ、バス会社などに対し、既存路線の維持について要望し、利便性の向上に努めます。また、「まるおか号」や福祉移送タクシーの利用の促進を図ります。

(2) 住宅環境の整備

① 住宅環境の整備

公営住宅の改修の際は可能な限り、新設の場合はバリアフリー設計と同様の仕様とするように努めます。

② 住まいの確保

近隣市町村と連携し、障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。また、障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

(3) 外出支援の充実

① 移動支援サービスの充実

外出時の移動が困難な障がいのある人に対し、ニーズや意向を確認し、支援を行います。

② 移動支援事業の実施

地域生活支援事業の移動支援事業を実施し、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

8 差別の解消及び権利擁護

障がいのある人が社会参加をする際に妨げとなることがないように、差別の解消、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護を推進します。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障がいのある人に対する認識を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 障害者雇用促進法の周知・啓発

雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し周知・啓発を図ります。

③ 職員採用試験における合理的配慮

障がいのある人に不利が生じないように、職員採用試験の実施に当たり障がい特性に応じた合理的配慮を提供します。

(2) 権利擁護の推進

① 虐待防止に関する啓発

広報紙やパンフレットなどを活用して、障がいのある人に対する虐待防止について広く周知します。

② 虐待に関する相談支援の充実

相談体制などの充実を図ることにより、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に取り組みます。

③ 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の周知に取り組むとともに、制度の利用の意向がある場合には、関係機関と連携して、必要な支援を行います。

(3) 役場の事務等における配慮

① 行政サービスにおける配慮

村職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。また、行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した対応を行います。

② 行政事務等における配慮

様々な行政手続きに携わる職員に対して、障がいのある人に関する理解を促進することにより、障がいのある人にとって利用しやすいように、行政手続きの簡素化や窓口の一本化に努めます。

③ 情報提供における配慮

行政情報の提供にあたっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

④ 投票環境の整備

移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化及び障がい種別に配慮した案内方法や、投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取組を推進し、障がいのある人等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

⑤ 投票機会の確保

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 基本的事項

1 基本的理念

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

第2章 前期計画の実施状況

前期計画で定めた成果目標や障害福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

第1節 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数については達成する見込みとなっていますが、地域移行者数については実績がない状況です。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度（平成31年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 令和5年度末時点で、令和元年度（平成31年度）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 	

村の成果目標			
成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針では、施設入所者数の1.6%以上（1人）を削減すべきとされていますが、本村の実情を考慮して、令和5年度末時点の施設入所者数を8人（11.1%削減）とします。 国の基本指針では、施設入所者数の6%以上（1人）を地域生活へ移行すべきとされていますが、本村の実情を考慮して、令和5年度末時点の地域移行者数を令和元年度施設入所者のうち1人とします。 		
目標値	項目	基準値	目標値
	施設入所者数	令和元年度末時点 施設入所者数 9人	令和5年度末時点で 8人（1人 11.1%削減）
	地域移行者数		令和5年度までに 1人（11.1%移行）

【実績】

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	達成状況
①施設入所者数（年度末）	10人	10人	9人	未達成
②地域生活移行者数	0人	0人	0人	未達成

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。 	

村の成果目標	
成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に人吉球磨圏域共同で設置予定の地域生活支援拠点について、その機能の充実のため、人吉球磨圏域共同で運用状況の検証・検討を行います。

【実績】

地域生活支援拠点の整備の状況	達成状況
人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。	達成

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数については実績がない状況です。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度（平成31年度）実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 うち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度（平成31年度）の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。 うち、就労継続支援A型事業については、令和元年度（平成31年度）実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。 	

村の成果目標			
成果目標 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数について3人を目標とします。 ・本村の実情を考慮し、各事業の個別の移行者数の目標については、就労継続支援（A型）2人、就労移行支援事業1人とします。 		
目標値	項目	基準値	目標値
	福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度(平成31年度) 1人	令和5年度3人
	事業別 就労移行支援事業のみ	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度1人
	就労継続支援A型のみ	令和元年度(平成31年度) 1人	令和5年度2人
	就労継続支援B型のみ	令和元年度(平成31年度) 0人	令和5年度0人

【実績】

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	達成状況
①一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
②就労移行支援事業での一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
③就労継続支援A型での一般就労移行者数	0人	0人	0人	未達成
④就労継続支援B型での一般就労移行者数	0人	0人	0人	評価無し

(2) 就労定着支援事業に関する目標

就労定着支援事業の利用者については実績がない状況です。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 ・就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 	

村の成果目標	
成果目標 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、就労定着支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。 ・令和5年度の、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業の利用者数について、1人を目標とします。

【実績】

就労定着支援事業利用者数	左記利用者のうち 1年以上職場定着した 利用者数	職場定着率	達成状況
令和3年度（実績） 0人	0人	令和3年度 -%	評価無し
令和4年度（実績） 0人	0人	令和4年度 -%	評価無し
平成5年度（見込） 0人	0人	令和5年度 -%	評価無し

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、人吉球磨圏域共同で1か所設置しています。保育所等訪問支援事業所については、村内の設置は行われていませんが、人吉球磨圏域に開設されています。また、療育相談員が定期的に保育所等を巡回訪問し、保健師や子育て支援相談員による保育所等訪問支援を実施しています。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 	

村の成果目標	
成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・人吉球磨圏域共同で児童発達支援センターの設置は完了していることから、今後は人吉球磨圏域共同での児童発達支援センターの提供体制維持と機能強化を図ります。 ・現在、人吉球磨圏域共同で保育所等訪問支援事業を実施しています。今後も事業の実施の継続と内容の充実に努めます。

【実績】

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置	達成状況
児童発達支援センターについては、人吉球磨圏域共同で1か所設置しています。	達成
保育所等訪問支援事業所については、村内の設置は行われていませんが、人吉球磨圏域に開設されています。また、療育相談員が定期的に保育所等を巡回訪問し、保健師や子育て支援相談員による保育所等訪問支援を実施しています。	達成

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の村内の設置には至っていませんが、人吉球磨圏域共同で圏域内に1か所の設置を行い、提供体制の確保を行っています。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、人吉球磨圏域で設置について協議を行っていきます。

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 	

村の成果目標	
成果目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保について、人吉球磨圏域で検討を行います。 ・医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について、人吉球磨圏域で検討し、令和5年度末までに1箇所の設置及び1名の配置を目指します。

【実績】

重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について	達成状況
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の村内の設置には至っていませんが、人吉球磨圏域共同で圏域内に1か所の設置を行い、提供体制の確保を行っています。	達成
医療的ケア児への支援については、人吉球磨障がい者総合支援協議会で、コーディネーターの配置に関する協議を行いましたが、配置には至っていません。	未達成

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
<p>・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。</p>	

村の成果目標	
<p>成果目標 の考え方</p>	<p>・令和5年度までに、人吉球磨圏域共同で『基幹相談支援センター』を設置する予定です。この『基幹相談支援センター』を、総合的・専門的な相談支援を行う機関としても位置付け、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化の機能を持たせるよう、人吉球磨圏域での協議を行います。</p>

【実績】

相談支援体制の充実・強化等	達成状況
<p>人吉球磨障がい者総合支援協議会で、設置に関する協議を行いました。が、設置には至っておりません。</p>	<p>未達成</p>

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

村の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> 熊本県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に、障害福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。 障害者自立審査等支払システム等については、現在庁内で審査結果を確認し、各事業者の給付状況の把握・分析を行っています。今後は、これを活用し、事業所及び近隣自治体等と共有する体制について、どのような方向性が考えられるか検討を図ります。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	達成状況
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	0人	1人	2人	達成
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその回数	無	無	有 年1回	達成

第2節 障害福祉サービス等の実績

※令和5年度は8月現在の実績となります。

1 訪問系サービス

居宅介護及については計画を大幅に下回って推移しています。その他のサービスの利用実績はない状況です。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	実績	3	86	4	77	3	71	1	9
	計画	8	100	5	95	5	95	6	114
	差異	▲5	▲14	▲1	▲18	▲2	▲24	▲5	▲105
重度訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	1	5	1	5	1	5
	差異	0	0	▲1	▲5	▲1	▲5	▲1	▲5
行動援護	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	1	15	1	15	1	15
	差異	0	0	▲1	▲15	▲1	▲15	▲1	▲15
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

生活介護及び短期入所（福祉型）が計画を上回って推移していますが、他のサービスはおおむね計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	実績	11	225	11	226	12	250	12	254
	計画	16	310	11	220	11	220	12	240
	差異	▲5	▲85	0	6	1	30	0	14

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立訓練 (機能訓練)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	1	10	1	22	1	22	1	22
	差異	▲1	▲10	▲1	▲22	▲1	▲22	▲1	▲22
自立訓練 (生活訓練)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	1	21	1	22	1	22	1	22
	差異	▲1	▲21	▲1	▲22	▲1	▲22	▲1	▲22
就労移行支援	実績	1	16	1	22	1	3	0	0
	計画	2	40	1	20	1	20	1	20
	差異	▲1	▲24	0	2	0	▲17	▲1	▲20
就労継続支援 (A型)	実績	4	86	4	71	4	75	8	148
	計画	16	320	8	160	8	160	8	160
	差異	▲12	▲234	▲4	▲89	▲4	▲85	0	▲12
就労継続支援 (B型)	実績	14	254	15	283	14	263	13	258
	計画	14	270	14	270	15	280	16	290
	差異	0	▲16	1	13	▲1	▲17	▲3	▲32
就労定着支援	実績	0	-	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-	▲1	-
療養介護	実績	1	-	1	-	1	-	2	-
	計画	1	-	1	-	1	-	1	-
	差異	0	-	0	-	0	-	1	-
短期入所 (福祉型)	実績	1	17	2	25	3	23	7	38
	計画	0	0	2	17	2	18	2	18
	差異	1	17	0	8	1	5	5	20
短期入所 (医療型)	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	1	15	1	10	1	10	1	10
	差異	▲1	▲15	▲1	▲10	▲1	▲10	▲1	▲10

3 居住系サービス

おおむね計画通りに推移しています。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
自立生活援助	実績	0	-	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	0	-	0	-	0	-
	差異	▲1	-	0	-	0	-	0	-
共同生活援助	実績	8	-	8	-	8	-	9	-
	計画	5	-	9	-	9	-	10	-
	差異	3	-	▲1	-	▲1	-	▲1	-
施設入所支援	実績	9	-	9	-	10	-	9	-
	計画	11	-	9	-	9	-	8	-
	差異	▲2	-	0	-	1	-	1	-

4 計画相談支援

全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
計画相談支援	実績	9	-	9	-	9	-	8	-
	計画	9	-	9	-	10	-	11	-
	差異	0	-	0	-	▲1	-	▲3	-
地域移行支援	実績	0	-	0	-	0	-	0	-
	計画	1	-	1	-	1	-	1	-
	差異	▲1	-	▲1	-	▲1	-	▲1	-
地域定着支援	実績	0	-	0	-	0	-	0	-
	計画	0	-	0	-	0	-	1	-
	差異	0	-	0	-	0	-	▲1	-

5 障害児通所支援

全てのサービスで計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	実績	9	40	10	36	10	33	9	25
	計画	7	50	8	42	9	44	10	46
	差異	2	▲10	2	▲6	1	▲11	▲1	▲21
医療型児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	12	85	16	111	15	103	16	116
	計画	7	90	19	165	20	170	20	170
	差異	5	▲5	▲3	▲54	▲5	▲67	▲4	▲54
保育所等訪問支援	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	2	2	1	1	1	1	1	1
	差異	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
居宅訪問型児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画	0	0	0	0	0	0	0	0
	差異	0	0	0	0	0	0	0	0

6 障害児相談支援

計画を下回って推移しています。

種類	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	単位	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
障害児相談支援	実績	7	-	7	-	9	-	9	-
	計画	5	-	9	-	11	-	12	-
	差異	2	-	▲2	-	▲2	-	▲3	-

第3章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 	

村の成果目標			
成果目標 の考え方	(1)施設入所者数の6%(1人)を地域生活へ移行すべきとされていますが、本村の実情を考慮して、令和8年度末時点の地域移行者数を令和4年度施設入所者数のうち1人(10.0%移行)とします。		
	(2)施設入所者数の5%以上(1人)を削減すべきとされていますが、本村の実情を考慮して、令和8年度末時点の施設入所者数を9人(10.0%削減)とします。		
目標値	項目	基準値	目標値
	(1)地域移行者数	令和4年度末時点 施設入所者数 10人	令和8年度末までに 1人(10.0%移行)
	(2)施設入所者数		令和8年度末時点で 9人(10.0%削減)

【各年度目標値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)地域移行者数	0人	0人	1人
(2)施設入所者数	10人	10人	9人

2 地域生活支援の充実

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>(2)令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。</p>	

村の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。</p> <p>(2)令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、人吉球磨圏域で支援体制の整備を進めます。</p>

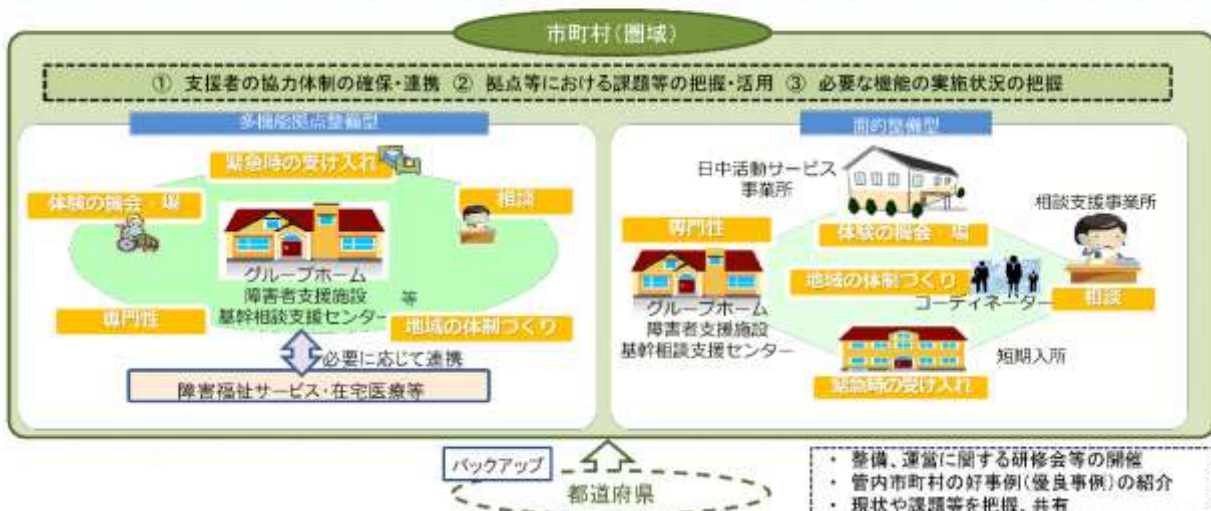
【地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ】

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
(1)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
(2)	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
(3)	就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。
(4)	就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。
(5)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
(6)	就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
(7)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

村の成果目標			
成果目標 の考え方	(1)令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について3人を目標とします。		
	(2)～(4)本村の実情を考慮し、各事業の個別の移行者数の目標については、就労継続支援A型2人、就労移行支援事業1人とします。		
目標値	項目	基準値	目標値
	(1)福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度 0人	令和8年度3人
	事業別 (2)就労移行支援事業のみ	令和3年度 0人	令和8年度1人
	(3)就労継続支援A型のみ	令和3年度 0人	令和8年度2人
	(4)就労継続支援B型のみ	令和3年度 0人	令和8年度0人

村の成果目標	
成果目標 の考え方	(5)人吉球磨圏域内で就労移行支援事業所を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。 (6)、(7)就労定着支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。

4 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
	(1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	(2)令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	(3)令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	(4)令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

村の成果目標	
成果目標 の考え方	(1)人吉球磨圏域共同で児童発達支援センターの設置は完了しています。 (2)令和8年度末までに、人吉球磨圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。 (3)令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を人吉球磨圏域において1か所以上確保します。 (4)令和8年度末までに、人吉球磨圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。</p> <p>(2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	

村の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)令和8年度末までに人吉球磨圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。</p> <p>(2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。</p>

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	
<p>(1)令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。</p>	

村の成果目標	
成果目標 の考え方	<p>(1)令和8年度末までに本村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。</p>

第4章 活動指標

1 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援拠点等

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

内容	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり22時間として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	77	71	9	66	66	66
人/月	4	3	1	3	3	3

② 重度訪問介護

内容	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
主な対象者	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人。（障害支援区分4以上）
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 同行援護

内容	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
主な対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

④ 行動援護

内容	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
主な対象者	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人。（障害支援区分3以上）
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

内容	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
主な対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者及び最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

内容	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
主な対象者	常に介護を必要とする方で、 ①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり約21日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	226	250	254	249	249	249
人/月	11	12	12	12	12	12

② 自立訓練（機能訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
主な対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

④ 就労選択支援

内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
主な対象者	新たに就労継続A型事業を利用する意向の者 新たに就労継続B型事業を利用する意向の者 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者
見込量設定の考え方	新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	-	-	-	-	0	0
人/月	-	-	-	-	0	0

⑤ 就労移行支援

内容	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
主な対象者	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者。
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から1人当たり約14日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	22	3	0	14	14	14
人/月	1	1	0	1	1	1

⑥ 就労継続支援（A型）

内容	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
主な対象者	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、令和6年度から既存の村内にある事業所が、定員を10名増やす予定のため、その増加分も見込みました。利用日数は実績から1人当たり約19日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	71	75	148	342	361	380
人/月	4	4	8	18	19	20

⑦ 就労継続支援（B型）

内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
主な対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、令和6年度から新たに定員を10名の事業所が整備される予定のため、その増加分も見込みました。利用日数は実績から1人当たり約19日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	283	263	258	456	456	456
人/月	15	14	13	24	24	24

⑧ 就労定着支援

内容	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
主な対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

⑨ 療養介護

内容	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
主な対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で ①ALS患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、今後のニーズを勘案し、設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	1	2	2	2	2

⑩ 短期入所（福祉型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要なとされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり8日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	25	23	38	40	40	40
人/月	2	3	7	5	5	5

⑪ 短期入所（医療型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
主な対象者	遷延性意識障がい児・障がい者、ALS患者等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

内容	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
主な対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人等。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助

内容	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
主な対象者	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出しました。また、重度障がい者は見込んでいません。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	8	8	9	9	9	9

【重度障がい者の利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
主な対象者	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、成果目標の設定数値を勘案し、令和8年度の見込みを9名としました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	9	10	9	10	10	9

(4) 相談支援

① 計画相談支援

内容	ア) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 イ) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
主な対象者	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者。 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者。
見込量設定の考え方	障害福祉サービス等を利用する場合は基本的に利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を設定しました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	9	9	8	9	9	9

② 地域移行支援

内容	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者。 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 地域定着支援

内容	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
主な対象者	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

(5) 地域生活支援拠点等

内容	①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する。 ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ③令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。
確保方策	①人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しています。 ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討しています。人吉球磨圏域で協議し、令和8年度末までにコーディネーターを配置します。 ③人吉球磨圏域内で協議し、令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

① 地域生活支援拠点等の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所

② コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

③ 強度行動障がい有する者への支援体制の整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい有する者への支援体制	0か所	0か所	1か所

2 障がい児支援

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

① 児童発達支援

内容	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
主な対象者	未就学の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約3.5日として見込量を設定しました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	36	33	25	35	35	35
人/月	10	10	9	10	10	10

② 医療型児童発達支援

内容	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
主な対象者	未就学の肢体不自由のある児童。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
主な対象者	就学中の障がい児。
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約7日として見込量を設定しました。また、近年の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	サービス提供事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	111	103	116	113	120	127
人/月	16	15	16	16	17	18

④ 保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
主な対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
主な対象者	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童。
見込量設定の考え方	利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑥ 障害児相談支援

内容	<p>ア) 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>イ) 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
主な対象者	障害児通所サービスを希望する児童。
見込量設定の考え方	障害児通所支援等の利用を希望する方は必ず利用するというサービスの特性を踏まえて量を見込みました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。

単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	7	9	9	9	9	10

(2) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	①令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
確保方策	①令和8年度末までに、人吉球磨圏域で協議し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

① コーディネーターの配置人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

3 発達障がい者等に対する支援

内容	①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定する。 ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定する。
----	--

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	0回	0回	6回
ペアレントトレーニング開催回数	0回	0回	6回

② ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動の実施回数	0回	0回	1回

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	<p>①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p> <p>④現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑤現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑥現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑦現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>⑧現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
----	--

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	6回	6回	6回

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の共同生活援助利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

5 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容	<p>①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。</p> <p>②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。</p> <p>③協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。</p>
----	---

① 基幹相談支援センターの設置の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	無	無	有

② 基幹相談支援センターによる支援

ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導・助言件数	0件	0件	0件

イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材育成の支援件数	0件	0件	0件

ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連携強化の取組の実施回数	0回	0回	0回

エ) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	0回

オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討実施回数	12回	12回	12回

イ) 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参加事業者・機関数	10か所	10か所	10か所

ウ) 協議会の専門部会の設置数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の設置数	2か所	2か所	3か所

エ) 協議会の専門部会の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	7回

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容	<p>①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p> <p>②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。</p>
----	--

① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	3人	3人	3人

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

ア) 事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有する体制の有無	有	有	有

イ) 共有する体制に基づく実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有する体制に基づく実施回数	1回	1回	1回

第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本村が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。
主な対象者	地域住民
見込量設定の考え方 及び確保方策	○障がい者への理解を深めることを目的として、窓口等へのパンフレットの設置や広報誌・村ホームページでの啓発活動を行います。 ○研修会やイベントの開催の支援等を検討します。 ○「ヘルプカード」の普及を推進します。

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

内容	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。
主な対象者	障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○障がいのある人やその家族、地域住民による自発的な活動を推進するよう努めます。 ○人吉球磨圏域でのイベントへの支援や村内団体への補助等、当事者団体への支援を実施します。

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

内容	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
主な対象者	障がい者、障がい児の保護者、介護者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○人吉球磨障がい者総合支援協議会を中心として、基幹相談支援センターを、人吉球磨圏域共同で令和8年度までに設置します。 ○障害者相談支援事業については、現在人吉球磨圏域内で事業を実施している事業所3か所で、今後も事業を実施できるように提供体制の維持に努めます。

① 障害者相談支援事業

【実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	3	3	3	3	3	3

【基幹相談支援センター設置の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	無	無	無	無	無	有(圏域)

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

③ 住宅入居等支援事業

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
主な対象者	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業の利用の希望があった場合に、適切に成年後見制度の利用を支援できるように、人吉球磨成年後見センター等の関係機関と連携し、支援の提供体制の確保に努めます。

【年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
主な対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
見込量設定の考え方及び確保方策	○人吉球磨成年後見センターと連携し、法人後見制度に関する相談や、法人後見活動の支援を行います。

【実施の有無】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
主な対象者	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、提供体制を確保する観点から、利用希望があった場合に対応できるように、提供体制の確保に努めます。 ○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【年間実利用件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	0

② 手話通訳者設置事業

【年間実設置見込み者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

内容	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。
主な対象者	障がい者等であって当該用具を必要とする者
見込量設定の考え方及び確保方策	○排泄管理支援用具は、実績から60件と見込みました。 ○その他の用具については、第6期計画期間中の利用実績が0件である事業もありますが、利用の希望があった場合に適切に対応できるように、見込量を1件と設定して、提供体制の確保に努めます。 ○広報等で事業の周知を図り、障がい者の高齢化が進行する中で、日常生活の質の向上のために、事業を必要とする人に障がいの特性に応じた適切な給付に努めます。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

【用具例】特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	0	0	1	1	1

② 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】入浴補助用具、T字状・棒状のつえ等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	1	0	1	1	1

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】透析液加温器、ネブライザー（吸入器）等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	1	0	1	1	1

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】携帯用会話補助装置、視覚障がい者用拡大読書器等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	0

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

【用具例】ストーマ装具（ストーマ用品等）、紙おむつ等

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	66	63	65	60	60	60

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【用具例】居宅生活動作補助用具

【年間給付件数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	1	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

内容	手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
主な対象者	実施主体が適当と認めたもの
見込量設定の考え方及び確保方策	○聴覚障がい者の社会参加や自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員の養成に向けて、村民への受講の啓発等を実施します。 ○制度の周知広報を適切に行い、人材の育成と確保に努めます。

【実養成講習修了者数（登録者数）】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	1	1	1

(9) 移動支援事業

内容	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。
主な対象者	村が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受け皿の確保に努めます。 ○外出時の移動が困難な人に対し支援を行うことで地域で安心して生活できるように、外出の際の移動の支援を行います。

【年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【年間延べ利用時間数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/年	0	0	0	0	0	0

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

内容	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。
事業形態	<p>○地域活動支援センターⅠ型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。</p>
見込量設定の考え方及び確保方策	<p>○本村では、Ⅰ型の事業を実施しています。</p> <p>○現在、人吉球磨圏域で設置しています。今後も、地域活動支援センターに通うことのできる障がいのある方の把握に努め、社会交流や生産活動の機会が提供できる体制の構築に努めます。</p> <p>○地域活動支援センターの周知を行い、利用ニーズの掘り出しと理解の促進を図ります。</p>

① 地域活動支援センターⅠ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	1	1	1	1	1	1

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	18	23	23	23	23	23

② 地域活動支援センターⅡ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

③ 地域活動支援センターⅢ型

【自市町村での実施箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【他市町村での利用箇所数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	0

【自市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

【他市町村での年間実利用者数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

内容	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
主な対象者	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等
見込量設定の考え方及び確保方策	○障がいのある方や障がいのある児童の家族等からのニーズを踏まえ、事業者の確保に努めます。 ○障がいのある児童の事業利用にあたっては、放課後等デイサービス等の本事業以外の障がい児の日中活動に対する支援との調整を図りつつ、日中活動の場の充実を図ります。

【年間利用実人数】

単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	2	4	4	4	4	4

第6章 円滑な実施を確保するために必要な事項等

1 障がい者等に対する虐待の防止

村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障がい者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を整えていきます。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、村において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組の実施を行います。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

4 障がいを理由とする差別の解消の推進

村は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応していきます。

5 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの村民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、村はその支援を行うことが必要です。

また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。

さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第4部 計画の推進

1 サービス利用支援体制の整備

(1) 推進体制の充実

計画の推進に当たっては、庁内関係部局や国・県その他関係行政機関と連携しながら、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うこととします。

また、本計画の推進状況の評価を行い、村、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、村からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、村内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障害福祉分野での就職を希望する村民への情報提供を図るとともに、村内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

(4) 地域資源の有効活用

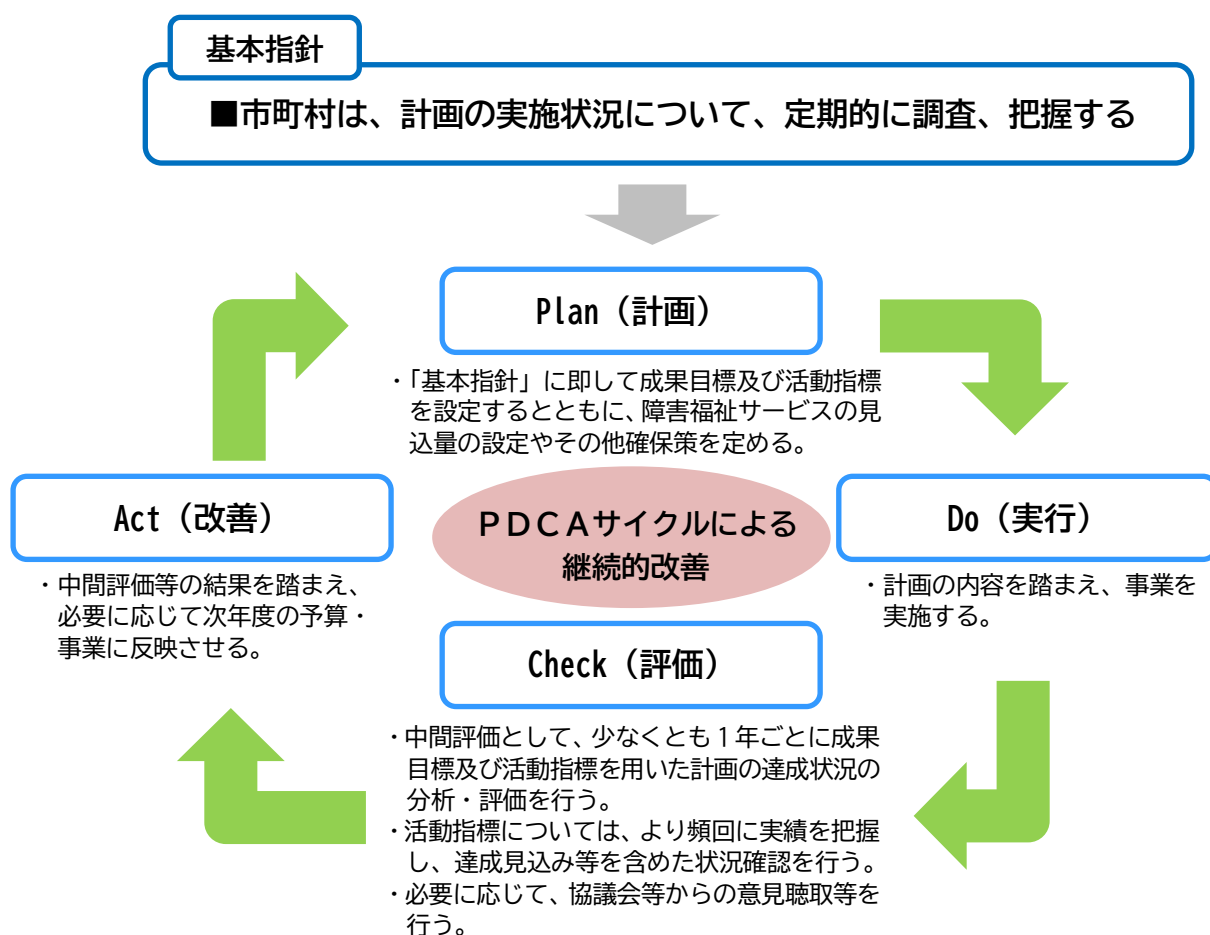
障がい者団体やその他地域の団体等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がい者を地域で支える体制づくりを推進します。

2 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

これを踏まえ、本村では、障がい者計画等の各施策の実施状況について、PDCAサイクルによる評価と見直しを行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

計画の推進・評価については、障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、障がい福祉サービス等事業者を構成員とする「人吉球磨障がい者総合支援協議会」及びその専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

1 山江村障がい者計画等策定委員会設置要綱

山江村障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱(平成 23 年告示第 116 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障がい児福祉計画」という。)の策定に当たり、障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、山江村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査し審議する。

- (1) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月10日から施行する。

2 山江村障がい者計画等策定委員会委員名簿

氏名	団体名	役職	分野	備考
田村 紘世	山江村身体障害者 福祉協議会	会長	障がい者団体	委員長
谷川 安照	山江村民生委員 児童委員協議会	会長	民生委員・児童委員	
宮原 望	一般行政	保健師	保健・医療	
岡本 佐代美	相談支援事業所 けやき	福祉職員	社会福祉施設	副委員長
吉川 和子	やまえおはなし グループ「おひさま」	会員	ボランティア団体	
羽月 貴満	ふれあいワーク山江	代表	社会福祉施設	
石原 恵美	山江村 社会福祉協議会	事務局長	社会福祉	

3 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

か行

基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う機関。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

な行

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

は行

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

ら行

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

第3期山江村障がい者計画
第7期山江村障がい福祉計画
第3期山江村障がい児福祉計画

令和6年3月

発行・編集

山江村 健康福祉課

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1

TEL 0966-23-3978 FAX 0966-24-5669
